

# 県政 資料

日本共産党奈良県会議員団の論戦と政策

2019・11

2019年9月議会  
予算審査特別委員会  
今井光子議員の論戦

日本共産党奈良県会議員団

奈良市登大路町30奈良県議会内

TEL0742(27)5291 FAX0742(27)1492

メール：naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



# 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部〉

2019・9・26 今井光子議員の質問

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県議会議員団

## 消費税10%増税

所得の低い人ほど負担が大きい消費税は社会福祉の財源  
として一番ふさわしくないもの

今井光子議員 10月から消費税が10%に上がるという問題ですけれども、これによりまして県の歳入の見込み、県の支出に関しましても、結局、物品購入とかさまざまな諸事業に関するものが消費税が上がるようなことになっていきますので、その辺の見込み。さらに、その対策に関しても予算をつけておりますので、そのあたりの見通しがどうなっているのかという点をお尋ねします。

箕輪税務課長答弁 我が国におきましても、少子高齢化の進展を背景といたしまして、社会保障給付費については、平成2年、約47兆円でありましたものが約30年後の平成30年度予算ベースで約121億円と、2.5倍程度、膨らんでおるところでございます。

社会保障の財源といたしまして、消費税は働く世代など、特定の者に負担が集中することなく、景気の影響が少ない安定した財源調達手段としてふさわしいものと理解しておるところでございます。

我が国の社会保障制度を将来にわたって健全に維持していくために消費税率を引き上げることとなりますが、来月の10月1日から施行ということになります。

委員ご質問の、このたびの消費税率の引き上げに伴います県の歳入というところでございます。

全体の税率を8%から10%でございますが、地方分は、そのうち1.7%から2.2%の増と、0.5%相当分の増となります。それにつきましてのこの消費税率引き上げ分の地方消費税の税収増でございますが、平年度化、いわゆる申告期限の問題もございまして、平準化っていうか、平年度化されるのが令和の4年、見込まれておりますが、その場合、県としての収入自体が約100億円の増収と見込んでおるところでございます。

それに対しまして、対策でございます。国におきましても、本年度の政府予算のところで低所得者層に配慮いたしました軽減税率制度はご案内のとおりでございますが、そのほか、幼児教育無償化などの措置に加えまして、社会生活、ひいては経済に影響ができるだけ及ぼさないように、総額2兆円を超える臨時、特別の予算措置、税制による対策など盛り込まれているところでございます。

これは県全体の話でございますが、県の本年度予算におきましても、市町村が行う地域の消費喚起につながる取り組みやインバウンド誘客推進、促進などに対しまして7億円の計上をさせていただいてます。消費税率引き上げに伴う地域消費の落ち込みがないような対策を講じておるところでございます。

特に、先ほど申し上げました中でも、「もっとよくなる奈良県市町村応援補助金」につきましては、一過性のものとするのではなく、継続的にストック効果が残る審査基準とするなど、中長期的な地域の経済活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

加えまして、消費税率引き上げにあわせまして、先ほど申し上げました軽減税率制度が導入されるところでございます。制度が定着するためには、消費税及び地方消費税の納税者である事業者の皆様のご理解が必須なところと感じております。適正な申告、納税に結びつけていただくためにも事業者などに対しまして周知はこれからも必要だと感じております。

制度の円滑な導入及び運用に資するために、税務署等、国とも連携を図りながらこれからも実施していきたいと思っております。制度の導入に当たりまして、皆様にも混乱が生じないように周知等を図ってまいりたいと考えております。

今井光子議員 消費税を社会福祉の財源に充てるという問題では、一番あれですね、所得の低い人ほど税の負担が重いというのが消費税になっておりますので、社会福祉の財源としては一番ふさわしくないものではないかと思っております。

そして、アメリカでは、今、富裕層の人たちが、もっと富裕層から税金を取れということをアピールをだしてるという、そういうようなことが言われておまして、格差と貧困がどんどん拡大し、日本でも高額所得のところのため込み金が非常にふえてきている中で、やはりあるところからきちっと税金を集めて、そして全ての人が安心して暮らせるようにするというのが、私は税金の大切な仕事ではないかと思っているわけです。

最近のポイント還元の、アピールがテレビ見ましても、どれがお得なのかとか、いろんなことを盛んにやっておりますけれども、結局、来年の6月までの話なんです。だから、来年の6月までのポイント還元で、今、そのレジを導入しようとかいろいろ言われております。ある業者の方に話を聞きましたら、それをすると、今まででしたら現金で収入が入ってきたのが、会社に手数料を6%払わなくてはいけなくなるので、非常に収益としても大きな痛手になるというようなことも言われておりました。

これについて論争してもなかなか一致できるところではありませんので、非常に問題が多く、周知もまだまだ不徹底で、10月1日から大混乱が起きる、これは取りやめようという世論も大きくなっているということをおし上げておきたいと思えます。

## 教育委員会の予算について 高取城の整備は教育委員会だったから進まなかったの か？知事の本会議答弁の真意をたず

今井光子議員 財政課のほうにお尋ねしますが、知事部局と、それから教育委員会の予算のつけ方、どんなふうにしてるのかというのを伺いたしたいと思います。

本会議で知事が山本議員の質問に、高取城の問題を言われておまして、それで、これまで教育委員会だったからなかなかうまく整備が進まなかったと、今度は知事部局になるからどんどん進んでいくんだというような発言を、知事がされておりましたけれども、知事部局になればなぜそうした整備が進むのかということをおしりたいと思っております。

ですから、教育委員会の予算をつける場合に、教育委員会からこういう予算をつけてほしいと要望したものを知事部局が予算化するのか、それとも、教育委員会からこういうこととしてほしいと上げても予算がつかないのか、大枠がこの範囲でということが決められていて、もう要望も上げられないような状況になっているのか、この予算の決め方を、どんなふうになってるのかということをお尋ねをします。

川上財政課長答弁 そもそも教育委員会が予算の編成であったりとか、予算案について議会のほうに提出をするという権限はありませんで、教育委員会に関する予算案も含みまして、県であれば、知事が作成をした上で議会に提出をするという法令上規定になっているという状況でございます。

予算編成に当たっては、特に教育委員会だからとか、ほかの知事部局だからというところで、要求に当たっては特に区分というか、基本は同じ取り扱いというか、公平な取り扱いをさせていただいております。

各部局から、財政当局に要求をいただいて査定をさせていただくというわけなんですけれども、どこの部局という観点というよりも、やはり事業にしっかり着目した上で、事業の必要性であったりとか効果、それから経費の妥当性であったり、財源面とか、さまざまな検討は必要だということで、経費の区分によっていろいろ、性格によって異なるんですけども、さまざまな検討を行っているという状況でございます。

知事が本会議で述べられたことについて、その真意というの、済みません、確認はすることはなかなかなんですけれども、もともと教育委員会の法律に基づいて、教育委員会の権限というのが決められております。その中で、文化財の保護に関するということで、その関係もあって文化財保存課、教育委員会にあったということなんですけれども、今回、法律の改正があって、一定の条例を議会のほうでお認めいただいて、知事部局のほうで担当できるという、させていただくということになっております。

今まで教育委員会のほうの職務権限だったのが、恐らく知事部局のほうに移したということもあって、知事みずから高取の整備、高取城ですか、の整備についても積極的に頑張っていくんだというような、そういうような意気込みを多分述べられたんじゃないかというふうに、私自身としては、今の委員のお話を聞いている中では推察をさせていただいたということでございます。

今井光子議員 教育委員会の関係の予算につきましては、どのようにというのはわかりました。私は奈良高校の耐震化が何でおくれたのかということが、一番の関心になっておりますので、それぞれでまた聞いていきたいと思っております。それはまた別の場所で聞かせていただきます。

## 障害者雇用

### 障害のある人もない人もともにいきられる社会へ、障害者雇用の施策の積極的推進を

今井光子議員 障害者の雇用に関してですけれども、昨年度、障害者の水増しの問題が発覚をいたしました。障害者の雇用、知事部局では改善をされているのか、この点を伺いたいと思います。

それから、これまでも身体障害者を対象といたしました選考試験が行われてまいりましたけれども、令和元年度から、知的障害者及び精神障害者も対象に加えて、障害者を対象とした選考試験が実施をされます。

また、受験資格におきましても、これまでは自力によって通勤ができ、介助者なしに通勤の遂行が可能な人、奈良県内に居住をしている人という要件がございましたけれども、令和元年からはこうした要件も撤廃されるということになります。そのために、ことしの秋からその試験が行われるわけでございますけれども、要件の撤廃があれば通勤可能な人が合格されるということも可能性はあるわけでございます。県はそうした場合にどんなふうに入れを考えているのかというのをお尋ねをしたいと思っております。

れいわ新選組の国会議員が介護を受けて国会議員としての活動をするというようなことが国会の中で行われているわけですが、そのような障害者の人が就労するに当たってどう、今後対策をしていくのかという点を伺いたいと思います。

乾人事課長答弁 障害者雇用の関係について、お話をさせていただきます。

まず、知事部局の障害者雇用の状況と、あと今年度から人事委員会のほうの試験のほうで緩和されたということで、その受け入れ体制についてのご質問だったかと思っております。

まず、1点目、障害者雇用の状況についてご説明をさせていただきます。令和元年6月1日時点におけます知事部局の状況でございます。これ便宜的に知事部局といいますが、正確には水道局、監査委員、人事委員、労働委員、収用委員会を含めてご報告を国にしている関係上、私のほうから知事部局ということで整理をしてご報告をさせていただきます。

今年6月1日の障害者雇用率は2.59%でございました。昨年度の2.8%、これは、今井委員は水増しという言葉を使われましたけれども、水増しというよりも、一部ガイドラインにのっとった算定の仕方ではなかったので修正をさせていただいて、修正後、国に報告した数字でございますけれども、昨年度が2.80%でございましたので、昨年と比べて、ポイント的には0.21ポイント減少をしております。してございますけれども、法定雇用率でございます2.5%については、昨年同様、本年度も満たしている状況でございます。

障害者雇用率が下がった要因といたしまして、今年度の調査から、これまで対象としてございませんでした日々雇用職員についても調査の対象となりまして、いわゆる調査対象者の分母が増加したことによりまして、結果的に下がったものでございます。ただ、障害者の実雇用数につきましては、昨年度は62人だったものが68名と、実人員数では6名増加してございます。

今お話しさせていただきましたように、法定雇用率は満たしている状況でございますけれども、県といたしましても障害者雇用の促進が必要と考えてるところでございます。

今年度、人事委員会におきまして、障害者を対象としました職員選考試験が予定されてございまして、この受験対象者をこれまでの身体障害者に加えまして、知的及び精神の障害をお持ちの方にも拡大をされたところでございます。また、令和2年度から制度運用が予定されてございます会計年度任用職員の採用につきましても障害者枠を設けられないかなど、検討をしていきたいと考えてございます。

今後も障害者なる人が一人でも多く就労し、働き続けるための一助となるよう、県としても障害のある人が働きやすい環境づくりを進めていきたいと考えてるところでございます。

それと関連いたしまして、介助者があれば就労ができるというような方が合格された場合、県としての受け入れのご質問がありました。人事委員会は今年度、今ちょうど募集をさせていただきますけれども、実施する、障害者を対象とする奈良県職員選考採用試験におきまして、委員もお述べのように、受験資格から、自力で通勤ができ、介助者なしに勤務の遂行が可能な人、奈良県内に居住している人との今、要件が、今年度から撤廃をされたところでございます。これに伴いまして、合格者の中には勤務に介助者が必要となるケースが考えられるところでございます。採用する際に、受け入れ体制も含めて検討する

必要が今後出てくるかと考えてるところでございます。

まず、検討に当たりまして、全ての合格者の方に仕事に対する適性でありますとか、意欲等を確認する意向聴取するというのを人事課のほうで設けさせてもらってございます。

その中で具体的に必要となるような配慮の内容を把握するとともに、これまでも県でも知的の障害をお持ちの方を嘱託職員として採用しておりますノウハウが一定ございます。また、他府県での先行事例、雇用事例とも踏まえまして、受け入れ体制を個別に検討していくことになろうと考えてございます。

繰り返しになりますけども、障害のある人が働きやすい環境づくりなど、障害者雇用の促進に努めていきたいと考えてるところでございます。

今井光子議員 障害者の雇用につきましては、今年はきちっとしたカウントで、雇用されたということで、引き続きこうしたことを続けていっていただきたいと思っております。

ことしから奈良県が、介助者があれば就労できるという、そういう方が採用される可能性も出てきたときにはやはり個別的に検討をしていただきまして、障害のある人もない人もともに生きられる社会をつくるという、そういう条例も奈良県でできておりますので、ぜひそうした点では積極的に進めていっていただきたいと思っております。

## 核兵器の廃絶にむけて 東アジア地方政府会合で奈良県が地域的特性を生かした 交流で恒久的平和をめざす積極的役割はたそう

今井光子議員 核兵器の廃絶で、来年、2020年はNPTの再検討会議も行われます。核兵器廃絶の世界大会も今度はニューヨークで行われるというようなことが出されておまして、奈良県では、全ての自治体が平和市長会議に参加をしておりますし、非核平和自治体宣言も行っております。

県議会でも核兵器廃絶を目指す決議を上げたという、全国でも早くこうした取り組みがされている県でございますけれども、2017年には核兵器廃絶の決議が国連で上がりまして、世界50カ国がこれに比準をすれば、その90日後からこれは実行されていくということで、今25カ国、この手の問題にいたしましては非常に早い比準が進んでるというふうに聞いております。

これについて県は取り組みとか対策とかを何か考えていることがあったらお尋ねしたいと思っております。

辻国際課長答弁 これまでの議会でも知事が申し上げているとおり、核兵器の廃絶の実現に向けて、国際社会の中で我が国がどのような役割を果たしていくのかは外交と防衛の分野での話ではありますが、県が平和のためにできることについて申し上げますと、地方政府同士の交流などの取り組みであり、地方政府同士の交流も平和につながる大変有意義なものと考えております。

本県では、東アジア地方政府会合などの地方政府レベルの交流を積極的に進めております。このような本県が行っている東アジアとの交流は、各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築につながるものと確信しております。

今後も歴史的につながりの深い地域などと地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、恒久的な平和を求める機運の醸成に努めていきたいと考えております。

今井光子議員 本当にこの核兵器の廃絶は大変大事な問題でございます。東アジアの地方政府会議に参加している地方政府でも、まだ平和市長会議に参加していないところもたくさんあるというふうに思っておりますので、また機会がありましたら、そんな呼びかけもしていただけたらいいなと思っておりますが、もしその点でご意見がありましたらお尋ねをしたいと思っております。

辻国際課長答弁 東アジア地方政府会合については、中国、韓国はじめ、ASEAN諸国の各地方政府の代表者が地域の実情や課題を報告し合い、共通する課題の解決に向けた議論を行うことにより、互いに学び合い、相互理解を深めることであり、当会合の継続開催により、各地方政府間のマルチなコミュニケーションを活性化させ、東アジアの安定的な発展に貢献できるものと考えております。

これらの会合の開催等を通じ、引き続き各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築につなげていきたいと考えております。

今井光子議員 地方政府会議の関係ですけれども、この間、ベトナムの関係でベトナムの総領事が奈良県の議会に来られましたときに、奈良県議会で核兵器廃絶の決議を上げた文書を英文化したものをお渡しをさせていた

だきまして、奈良県の議会はこういうところですよという紹介をさせていただきました。

奈良県でも国際文化・観光平和県宣言を上げておりますので、またそういう県であるということも機会がありましたらぜひ紹介をしていただけたらというふうに、これは要望しておきたいと思っております。

## 女性管理職

### 女性管理職登用、いっそう促進を（要望）

今井光子議員 女性管理職のことにつきましては川口議員のほうからお話がありましたので、私は意見だけ申し上げますが、やはりひな壇にどれぐらい女性が座っているかというのは一つのその県の民主化のバロメーターにもなるかなと思っておりますので、その点につきましては、今後一層促進をしていきたいという点で、これは要望しておきたいと思っております。

## 自衛隊適格者名簿の提供

### 管理権限はあくまで市町村。県が市町村に提出をうながすことはするな

今井光子議員 自衛隊の募集の問題について質問したいと思います。

自衛隊法に基づきまして、県内の自治体、以前伺いましたときは、県内の14の自治体が自衛隊に18歳と22歳の若者の名簿、住所、氏名、年齢、性別、この4情報の提供を行っているということで伺っておりますけれども、本人や、また保護者の同意がない状態でこうした個人情報の提供が行われているというのは非常に問題があるのではないかと感じております。

県は、7月の3日に自衛隊奈良地方協力本部におきまして、県の防災統括室主催で、市町村を集めての担当者の会議が開かれております。住民基本台帳の管理は地方自治体の権限に基づくものだと思っております。県が自治体に要請するような問題ではないと考えておりますが、この点でお考えがあったらお尋ねをしたいと思っております。

また、いつごろからどれぐらいの名簿が提出をされているのか、また、ほかのところは閲覧しているということでございますけれども、そのあたりもわかりましたらお尋ねをしたいと思っております。

中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）答弁 自衛隊法の第97条では、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところによりまして、自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとございます。また、自衛隊法施行令の120条におきまして、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提供を求めるとございまして、これらの規定に基づきまして、自衛隊の要請に対し各市町村が判断して情報を提供していただくものでございます。

なお、いつごろからということに関しましては、ちょっと私も県では承知をしておりません。また、提供の方法でございますが、紙媒体による提供または名簿の閲覧という形で提供されてると聞いております。

今井光子議員 名簿の提出、住民基本台帳からになるとは思いますが、住民基本台帳の権限というのは、管理権限はあくまでも市町村の権限ではないかと私は思っているわけですが、県が市町村に、県を通して市町村にそうした提出をすることの場を設けてやられているわけですが、それはちょっと県がやるということは違うのではないかと。全国ではそうした求めがありましても、一切提供していないという市町村もございまして。

7月25日現在で、日本平和委員会が全ての自治体に呼びかけてアンケートを行いましたところ、16都道府県384の自治体の回答が来ているわけですが、閲覧のみで対応が全体の63%、提供しているという自治体は33%、閲覧を認めていないという自治体は4%というような結果になっておりまして、これは、いや、うちのところはやっぱり個人情報、きちっと本人の確認を得ないで出すことはできませんよというような自治体が判断すれば、それはそれで別に義務ではないというふうに理解してもよろしいんじゃないでしょうか、その点をお尋ねしたいと思っております。

中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）答弁 この問題に対して、あくまで市町村がそれぞれの判断で提供をされる、提供の方法も含めて、市町村が自衛隊の要請により判断されてるというものと解しております。

今井光子議員 自衛隊のほうは市町村の判断ということで、それはわかりました。

## 小麦生産を増やし地産地消 輸入小麦の残留除草剤検出が心配。県産小麦で学校給食 用パンの供給を

今井光子議員 私は給食の地産地消の問題にずっとこだわっておりますけれども、輸入小麦からの除草剤が検出をされたということで、学校給食のパンの小麦、奈良県の場合にどうなっているのかということ調べましたところ、県産の小麦が10%、それから収穫前に除草剤が大量に散布されております輸入の小麦、カナダとかアメリカのところの小麦から、全国的には禁止されてる分がありますが、カナダ産は50%以上、残りがアメリカ産の小麦が、ブレンドして奈良県の給食に使われているということがわかりました。

除草剤のラウンドアップの成分でございますグリホサートというのは、発がん性とか自閉症などの発達障害の病気を引き起こす原因などが報告をされているところでございまして、農民連の分析センターでは、日常食べております市販のパンなどもたくさんの種類からこの除草剤の成分が発見をされております。ただ、国産小麦からは一切そうした検出はされておられません。

奈良県の学校給食、今お米は全て県産のお米で賄っておりますが、パンも県産の小麦でできないか、それを学校給食会に聞きましたら、338万トンの小麦があれば全部学校給食の小麦、県産でできるということを伺いました。

先日、農福連携ということで勉強会をさせていただいたわけでございますけれども、障害者の方の作業所などでもよくパンをつくったり、それからクッキーを焼いたりというようなことがございます。私は奈良県で、やはり農福連携で安全な小麦をつくるというような、そういう取り組みができないかと考えておりますけれども、その点でご意見がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

田中農業水産振興課長答弁 学校給食パン用の小麦ですけれども、先生、338万トンとおっしゃいました。（今井光子議員 338トン。）38トンですよ。338トンが学校給食用のパンに必要なということになりますと、県産の小麦の平均反収、10アール当たりの収量というのは213キログラムなので、全部で159ヘクタールぐらいの小麦の作付面積が必要で、現在、小麦の作付というのは110ヘクタールを行き来してるということで、大体49ヘクタール面積拡大が、奈良県産の小麦を全部を学校給食に使おうとすれば必要なというふうに思っております。

その中で課題があるんですけども、1つは品種の問題。それ今、県産の小麦の品種というのは、「ふるはるか」というのを使っておりますんですけども、これパン用の専用の品種じゃないということで、「ふるはるか」100%でも、パンをつくるが非常に難しい、膨らまないというふうなことになります。

それとあと、小麦生産につきましては、どちらかというと水田の利活用のために米とか大豆とか裏作として、主に大規模水稻生産者とか集落営農組織が作付しております、といいますのは、小麦生産の方がなかなか経営できないというところしておりますということと、あとほ場につきましては、やはり安定生産につきましては排水のいいほ場で、できれば団地化したほ場が必要になる。そういうところから、県といたしましても、学校給食用のパンに県産小麦、これを利用拡大するというのは地産地消の観点からも非常に今重要だと思っております。

1つ、品種につきましては、現在、農業研究開発センターにおきまして本県の気象条件に適したパン用の品種の選定をしてるところで、品種の決定に向けた現地実証などを推進しているところでございます。また、先ほど先生おっしゃいました農福連携の事業を使ってという話ですけども、こういう条件もある中で、福祉団体をはじめとして小麦生産をしたいという方々に対しましては、小麦生産に向けた技術指導を行うほか、国の経営所得安定対策などの交付金の利用につきまして支援させていただきたいと思っております。

今井光子議員 ありがとうございます。ぜひ安全なパンを子どもたちの給食に提供できるように、県としても力を入れていただきたいと思っております。

## モンキードッグ

### いま、猿による農業被害から農作物を守る「モンキードッグ」が注目されている

今井光子議員 鳥獣被害が各地で起こっておりまして、農業の意欲を失わせておりますが、犬が猿を追い払う、モンキードッグというのが効果があるというふうに注目をされております。

一定訓練をした犬が猿を追い払うというような仕組みでございますけれども、奈良県では宇陀とか十津川でこれが実践されていると聞いておりますが、モンキードッグになる訓練に費用がかかるということも聞いております。奈良県としても、こうした効果のあるものをもう少し具体化できないかなと考えているわけでございます。その点についてお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

田中農業水産振興課長答弁 モンキードッグの導入につきまして、先ほどの宇陀とか十津川ですというふうなお話がありました。例えば宇陀、名張の地域鳥獣害防止広域対策協議会というところで、猿の出没の追い払いにモンキードッグを利用して、18頭に認定してるとのことなんですが、これは効果を発揮してますけども、あわせて、追い払いだけではなくて、これ捕獲した猿に発信器をつけてまして、群れの動向を把握しながら、やっぱり一斉捕獲すると。そういう個体数調整することで被害が大分軽減されてるといふふうに聞いております。

この宇陀につきまして、先ほど訓練にお金がかかるとことでありましたけども、宇陀市のモンキードッグにつきましては、基本的には誰か来てもらって、講習会の講師を呼ぶということに関しては、その費用につきましては国の交付金を活用しておると聞いております。

県としましては、モンキードッグの導入を含めまして、鳥獣被害対策につきましてはやはり地域ぐるみで、地域の中で取り組むことを基本と考えておりまして、これらの市町村の取り組みに対して、先ほども言いました、犬の訓練に対する国の交付金事業の活用や、あとは捕獲おりですね。例えばICTの装置を活用した捕獲おりの貸し出しなど、モンキードッグの育成と猿の捕獲への支援を行っていきたいと思っております。

今井光子議員 なかなか何が効果があるっていうの難しい中で、一定効果があるということではなっておりますので、これにつきましても普及していただけたらいいなと思っております。

## 奈良高校の仮設木質体育館

### 木質ドーム型体育館の使用実績はあるのか

今井光子議員 奈良高校の木質ドーム型の体育館の問題で、今いろいろと、全員が入れないとか意見がたくさん出ておりますけれども、これは、これまでどこかで使用された実績というのがあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。そして、どれぐらいの木材を使って、それは調達が可能なのかどうか、その点についてもあわせて伺います。

山中奈良の木ブランド課長答弁 平成30年度の予算で私ども奈良の木を使用したイベント用施設検討事業の予算をいただきまして、検討を進めてまいりました。その内容は、一部は円形型のドームでもございます。また、それ以外にも小型のイベント用の施設等の内容も検討を進めております。

今現在のところ、それらの検討内容を踏まえて、これから実施する予定ではございますが、大型のところについては検討を、今現在、実績がございません。今の発注の合計立方量は84.46立方メートルが使用される予定になっております。

今井光子議員 イベントに実際にはまだ使ったことがないと理解したらよろしいんでしょうか、実践としては、奈良の木のドームとしては、奈良高校の体育館が初めて使われると理解をしてよろしいんでしょうか。

山中奈良の木ブランド課長答弁 こちらのほうで検討しておりますイベント施設ということと、先生おっしゃってる仮設体育館の内容につきましては、今のところ私ども内部的に今後検討を進めてい

くというものでございますので、今現在は使用実績はございません。

今井光子議員 ありがとうございます。

(了)

## 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈地域振興部、観光局、水道局、教育委員会〉

**2019・9・26 今井光子議員の質問**

\*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

### 奈良高校の仮設木製体育館建設計画

「知事オーダー」案件をたず。木製仮設体育館はだれの提案か、決めたのは誰か。知事からの指示はあったのかなかったのか

今井光子議員 先日の文教くらし委員会の際に、請願者のほうから資料というものが提出をされておりました。その中の資料に、メールの記録がございます。これを見ますと、2018年の10月の10日に18時17分、至急依頼という内容で、体育館の代替施設の検討についてというメールが出されております。

奈良高校の耐震化問題にかかわり、体育館の代替の仮設施設について、県のイベントで利用、検討している大型木製テントの利用ができないか検討せよと知事より指示がありました。以下について検討していただき、結果を明日中に返事をいただくようお願いいたします。担当課の方に積算を依頼する都合で、急で申しわけないですが願いますということで書かれておまして、高さが7.5m、横が15m、奥行き25mの大きさになります。高さ、横は固定になりますが、奥行きは変えることができますという云々書いてある内容なんです。

そして、これが18時6分に送られておまして、その次に18時17分、11分後にまたメールが出ております。このメールは学校支援課の当時の高木さんという担当の方から、奈良高校の奥田事務長さんに宛てたメールになっておりますが、2つ目のメールは、先ほどの木製テントの話については、校長先生のほうにも、塩見次長より相談することなので、話をし資料もお渡ししておいていただくようお願いいたしますという、こういうような中身のメールがございます。

それで、私が聞きたいと思いましたが、この最初のメールのほうの最後にこうやって書いてあるんですね。「なお、知事のオーダーなので、結果は良否にかかわらずきっちり理屈を立ててやる必要があるため、ある程度感触が出たらこちらにご相談願います。私自身は可能性は低いので、できない理屈をきっちり説明すると思います」というふうに書かれております。それで担当者の方が、可能性が低いというふうに、ここに書かれておまして、その後、明日、塩見次長が説明に行きますと書いてあるわけですがけれども、その次長がどんなふうな説明に行かれたのか、その点をちょっとお聞かせをいただきたいなと思っております。

塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）答弁 今、今井委員からメールの件でご質問がございました。私から奈良高校の校長先生に、仮設体育館のことで連絡はありますので資料を渡しておいてくださいという内容と、それから、私が奈良高校の校長先生のほうへ説明を、行きますという内容だったと思いますけれども、私が校長先生に連絡したかどうかというのは全く覚えておりませんし、それから奈良高校に行ったということは、恐らくないと思います。

今井光子議員　そうしましたら、このメールは事実ではないことがあるということ。というふうなことなんですか。それで、知事からそういう依頼があったという、こういうふうに書いてあるわけですけども、その点についてはどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

中西学校支援課長答弁　当時のそのメールの指示の件でございます。担当に指示をしたのは私でございます。実はこの木製の仮設の施設については、農林部で検討されていると私は聞き及んでおりまして、そのことは農林部のほうに、担当課のほうに、どんなものかというのを聞きに行きました。その資料をもらって、教育委員会内で検討するために、一応学校のほうにどんなものかということを確認させようということで指示をしたものでございます。

ただ、そのことにつきまして、当然農林部のほうでも検討されてることなので、ということで、知事もご承知のことだと思って、私、知事の名前をちょっと軽率にも使ってしまったというのが事実でございます。そのことがひとり歩きしてしまって、実際に私、知事から指示もいただいてませんで、そのことが知事からの指示だということで、ひとり歩きしてしまったなという考えでございます。

今井光子議員　知事から直接指示を得ていないけれども、農林部が検討しているので、知事から指示が出ているというふうに、勝手に知事の名前を使ったと、今答弁されたと思いますが、そういうことでしょうか。

中西学校支援課長答弁　そのような言い方で指示をしてしまいました。

今井光子議員　こういう形で、担当が勝手に知事の名前を使うというようなことってというのは、よく庁舎内でいろいろあるようなことなんですか。そこは誰に聞いたらいいんでしょう。

塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）答弁　知事から直接指示があれば、もちろんそういうことは当然あるかもしれませんが、知事から直接指示がない場合に思い込んで、簡易に知事からの指示だと思ってしまうようなニュアンスで指示を出すことは、ままではないですけども、あってもおかしくないかなという気はします。

今井光子議員　ちょっとね、組織がどうなってるかよくわかりませんが、やっぱり知事の指示というのは、それなりに私は重いものがあると思うんです。ですから、この資料を提出しました人たちも、知事が指示をしたからみんなが入れない施設だけでも、どんどん話が進んでいったんじゃないかというふうに、皆さんそんな理解をされてるわけですか。そういう勝手に知事の名前を使って、そういうことをやるというのは、副知事、ちょっとどんなふうに考えてるのかお尋ねしたいと思います。

村田副知事答弁　ご指名でございますので、お答えいたしますけど、私も知事部局であれば、知事からご指示をいただき、それに基づいて仕事をするというのは通例のことだと、私自身は認識しております。ただ本来、教育委員会は教育委員会でございますので、知事の指揮下にあつて指示を受けて行動すべきものではないと、基本的にですね。いうところでございますので、恐らく今、塩見次長が言いたかったのは、そういうふうに思ってしまったということがあったという事実ではないかと思えます。

私が回答すると、知事部局であれば、知事からの指示というのは当然あり得ることだろうとしか申し上げようがないのではないかと思います。

今井光子議員　教育長は、教育委員会の責任者として、こういうやりとりがあったということは、どんなふうにお考えでしょうか。

吉田教育長答弁　知事からの指示は、もちろん私にもございませんでしたし、ああいう形で課長が思いを伝えただけということに関しては、非常に残念なことだと思っております。

これは正直言いました焦っておりました、我々は。物すごく焦っておったんです。なぜか言いますと使用停止、0.3未満の体育館、それから校舎は使用停止に即刻せよと、8月に上がってきた、すぐに使用停止をして、そしてどうするのかっていうことを、そのときに考えなければならなかった。基本的に使用停止にしたものを復元するっていう作業はできるのか、それは完全に奈良高校を全ての校舎も建てかえる、体育館も建てかえるということになるわけですから、その方向性も我々持ってなかった、もともと。ですから、0.3未満のものを使用停止にする、使用停止にするためには仮設をどのようにすればいいか、校舎に関しては、先生方からは仮設校舎を建てればいけないかというご意見はいただきました。でも体育館に関しては、我々仮設の体育館を建てなければならぬけれども、それがどのような大きさのもので、そしてどのような材質で、どれぐらい期間がかかるのか、私は県のお金を使わせていただくわけですから、再利用できるものの方がいいとは思ってました。

ですから、校舎も再利用できるように木造の仮設校舎を建てられないかっていうことも課長には指示を出したりしておりました。

ただ、コストの面、期間の面、それから大きさの面で、これは断念せざるを得ない。体育館に関しては、木造のそういったノウハウがあるということを知りましたので、それに対して仮設体育館を建てる方向で意思決定をしたのは私ですんで、最高責任者の私がこういった判断をしておりますし、知事からの指示というのが一切なかったということは、この場で申し上げますし、木造の仮設体育館がベターであるというふうに判断をいたしました。

今井光子議員 言うてみましたら、ここのところから、私は大分話が変わってしまったんじゃないかなと思ってるわけですね。ですから、本当にこれは大変な責任の重いことではないかと思えます。またこれは最後のときに質問させていただきたいと思っております。それから、そうしたら知事は、この木製の体育館にするということの話は一切知事のそこには伝わっていないということなんですか。

中西学校支援課長答弁 この木製の体育館にするということについては、私、直接知事には説明のほうは申し上げておりません。ただ、予算要求の中で、こういったものをということで上げさせていただいておりますので、それは承認いただいたという理解はしております。

今井光子議員 そしたら、予算要求を見る中で、知事は知ったということで、知事からということではないということなんですね。

中西学校支援課長答弁 はい、そのとおりでございます。

## 仮設木製体育館では必要な広さが確保できない、十分な温度調節ができないなど「教育施設」として適合していない

今井光子議員 もう少し具体的に聞いていきたいと思いますが、このもともとの広さが言われておりましたのが、広さが途中で大き目のものになってきております。それはどういうことで、こんなふうに変更をされたのか。

それからまた2億円という予算がついておりましたけれども、広さが変わることで追加予算の問題は生じていないのか、それからテント型ということでございますけれども、このために、先ほど体育館が暑いというお話がありました。温度調節はできるのかなど、その点をお尋ねしたいと思います。

中西学校支援課長答弁 当初、農林部からお聞きしたもののというのは600平方メートル程度のものでございましたので、それを当初は考えておりましたけれども、いろいろ保護者の皆様方に説明する中で、これは狭いじゃないかというような意見もございました。

設置に関しては設置する場所のスペースの関係もございまして、おのずから制限はございましたけれども、その中で精いっぱい大きくなるように、できるだけ広く面積をとれるようにということで、そういった面積にさせていただいております。内装の面積で690平方メートル程度まで大きくはさせていただいてます。これに伴います面積は今後690平方メートルにさせていただいての設計でございますけど、実際に設計させていただいたところでは、予算内に納まるというようなところでございましたので、途中で設計を変更して、2億円を超えていくというような状況にはなってございません。

今井光子議員 予算の中に、これが予算範囲でいけるということの説明をいただきました。テント型ということで、そのあたりの構造的なものはどんなふうになってるのでしょうか。

中西学校支援課長答弁 テントと申しますのは、通常のいろんなイベントで使うようなテントの材質ではございませんで、外壁材といたしましては、これは中空ハニカムポリカーボネートパネルということで、非常に軽くて高い耐熱性で構成を持つ樹脂素材でございます。こういったものを使わせていただくということでございます。

今井光子議員 このポリカーボネートというのをネットで調べましたら、駐車場の屋根などに使われるようなものが出てきたんですけども、温室みたいになるんじゃないかという、そんな心配もあるんですけども、そ

の点はどんなふうに考えておられますか。

中西学校支援課長答弁 この素材は遮熱効果もあると聞いてございます。

今井光子議員 この一連の問題、本当に言いたしたら切りがないんですけども、びっくりしましたのは、やはりこういう勝手に名前を使って、知事が言ったというようなことがやりとりされていたということは、やっぱり教育委員会としてこれをやはり子どもたちにきちっと真実を伝える、教えるというそういう立場からすれば、これは大問題ではないかなと思っております。

## 「部活に支障」子どもたちの訴えは知事に届いているか

今井光子議員 子どもたちのほうから、今のところでは仮設体育館では部活もできないとか、それから今のところを耐震補強をしてもらえれば、もっといろいろ使えるという切実な意見が上げられてまいりまして、ちょうど教育長に共産党として申し入れをしたときに、それが上げられていたときだったと思うんですけども、私はそれは当然知事にも渡っているだろうなと思ひまして、知事部局にもそれが行ってますかということで確認をさせていただいたんですが、それはどうも届いていたのか、いなかったのかよくわからないんです。

非常に現場の子どもたちの切実な声ということで、私はぜひ聞いといてほしかったなと思ってるんですが、それは届けられたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

吉田教育長答弁 私のほうからは届けておりません。この一連の体育館、それから仮設校舎の件は、我々当初は部分補強をさせていただいて、体育館も校舎もでございます。部分的に0.3未満のところを完全に0.7以上にするっていうのは耐震化で、これはできない話でありますけれども、部分補強しながら体育館、校舎の活用というものを当初考えておりましたけれども、それはやはり0.3未満の校舎や体育館に子どもを入れていくっていうことは、子どもの安全、命を最優先に考えてないんじゃないかというふうに、私どもも耐震に対する私の認識が甘かったという形で述べさせていただきましたけれども、やはり使用停止にすべきだっていう判断をしたわけですから、今、子どもたちがそういった部分補強で使わせてほしいっていう声もありますけれども、当時0.3未満の体育館に授業で入ることすらやはり怖いんだっていうふうな子どもの意見もありましたんで、やはり使用停止にして、そして仮設をつくったということは、やっぱり私どもにとってはベターだと思っております。

今井光子議員 この0.3未満ということですけども、全てのところが0.3未満ではないというふうに認識をしているわけです。そして、そこが補強されれば、1階、2階がありますので、2000平方メートルの広さが確保できるということで、今子どもたちが体育館が使えないという状況の中で、倉庫もない、そんな中で体育の城内高校に行っている子どもたちも、もう本当に重い荷物を毎日持って、それで通わなきゃいけないというような状態なども起こっているわけでございます。

本当に総合的に見て、私は子どもたちが願っていることをどうやってやれば願いかなえられるかという、そういう立場で考えてほしいなという、これは意見を申し上げておきます。知事のほうにも、また私はお伺いをしたいと思っております。

## なら歴史芸術文化村構想

構想検討委員会の会議 11回開催されたなかで10回が東京開催なのは、何故？文化財修復など奈良でいろんなことをやってこられた方々の意見はどう反映し、今後の運営に盛り込まれていくのか

今井光子議員 なら歴史芸術文化村構想検討委員会のことでお尋ねをしたいと思います。文化芸術家村の会議が、この間11回開かれておひまして、その間10回東京で開かれておひます。集まってこられるメンバーの皆さんは、それぞれいろいろな役割を果たされているお忙しい方だということはわかりますけれども、奈良県がこれまでこうした歴史文化という部分で築き上げてまいりました、そうした奈良県の体制をさらに発展させるという

意味で、この文化芸術家村というのが、私は位置づけられてきているのではないかと考えているわけですが、新しい建物ができれば当然物珍しさもありますので、人は集まってくると思います。だけど、それがどこまで維持できるかということは、どういうふうなそれを運営していくかによって変わってくると思うんです。

それを今のそうそうたる皆さんが考えているだけで、最初だけつくて、あとはどうなるのかわからないということでは大変心もとない気がしますので、それにつきましては、奈良県で本当にいろんなことでやってこられました、そういう人たちの力をかりて、今後どんな中身にしていくかということは具体的に考えていく必要があるのではないかとこのように思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えになってるのかお尋ねをしたいと思います。

三原なら歴史芸術文化村整備推進室長答弁 今、委員のほうからご紹介がありましたなら歴史芸術文化村の構想と検討委員会というのがございます。委員がご紹介いただきましたとおり、これまで11回の会議を開催しております、各委員の先生方が各分野で全国的にご活動されてる方、またその拠点が東京都であるということから、各11回のうち10回は東京都のほうでの開催をさせていただいております。ちなみに、あと1回は実際に現地を見ていただくとの内容がございましたので、奈良のほうでの開催でございます。

また、今後の運営とこの検討委員会の関係でございますけれども、実は昨日、警察委員会のほうで部長のほうからご報告申し上げましたが、先月、8月28日に11回目の検討委員会がございました。そこでの一つの議事といたしまして、なら歴史芸術文化村の今後の運営体制案についてということで、今現在の検討状況をお示しさせていただいたところでございます。

まずは歴史芸術文化村の中に県としてしっかりとマネジメントできる組織というのを今後検討していきたい、また、県庁のセクションにおきましては、制作につきまして文化行政以外、多岐にわたりますので、プロジェクトチームというものを立ち上げて、文化村と連携をさせていただいて進めていく、そこに外部からより実践的な意見をいただく組織といたしまして、コミッションという組織を検討していきたいということご提示させていただいたところでございます。

当然このコミッションという組織ですが、今後の運営、中長期にわたるものでございますので、東京都を中心に議論をされるということではなく、より実践的な立場でいろいろとご意見をいただくということで、こちらのほうは奈良の中心に会議等を運営するというイメージを私は持っております。

また、これまで歴史芸術文化村の構想、あるいは基本計画ということで数々のご意見をいただきました。現委員の皆様におかれましては、今後顧問というお立場で、それぞれお忙しいとは存じますが、機会に應じまして大所高所からご意見をいただければということで、今現在そのような形の体制案を考えているところでございます。

今井光子議員 内容を充実をさせるということで、いろいろプロジェクトチームなども検討されているということでございますので、本当に奈良県で活躍をされ、ずっと積み上げてこられましたそうした方々との知恵をかりて、一層いいものにしてほしいなと思います。

特に私は若い人たちに、奈良でもこんなことができるんだと、奈良おもしろいと思ってもらえるようなものにしてほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

## 万葉文化館 せまい駐車場対策、どうすすめる

今井光子議員 万葉文化館ですけれども、ことし、令和ということで大変脚光を浴びまして、入館者もふえたと聞いておりますけれども、先日お話を聞きましたら、イベントなどやったときに駐車場が大変狭いということでございまして、もう少し駐車場がどこか拡大できればという、そんなことなどもございましたので、この駐車場があいてるときは使ってくださいという善意に頼るだけではなく、もう少し駐車場として位置づけられるような位置づけで確保ができればいいなと思っておりますので、その点についてお考えがありましたらお尋ねします。

酒元文化資源活用課長答弁 万葉文化館の駐車場のご質問でございます。万葉文化館の駐車場は普通車が107台、大型バス7台のスペースを持っているところでございます。

休日の人気講座や有名人の講演会の時間帯におきましては満車となり、館の駐車場のみで対応できない日もございます。現在、万葉文化館では満車時におきましては、委員もお述べのとおり、近隣の住民さんに提供をいただいている臨時的駐車スペースは40台ほどございますけれども、そこを活用させていた

だくとともに、さらにそれでも入れない場合については、近隣の駐車場、多少遠うございますけれども、そのあたりに誘導するようなことで対応しております。

万葉文化館の立地します明日香村という土地の性格上、むやみに駐車スペースを拡大して開発することとも困難かと思っております。

今後も引き続き、先ほども申しました臨時の駐車スペースにつきましては、お話し合いをしながら引き続き確保をさせていただくようなすべをするとともに、明日香村さんが交通手段ということで周遊バス、本数には限りあるんですけども、交通対策ということでやっていただいております。

万葉文化館の西口のところにもバス停もございまして、その発着の時間に合わせてイベント等のお帰りなり、来場なりしていただけるような仕組みや、またその発着時間等をチラシ、ホームページでもわかりやすく紹介して、公共交通機関の利用促進も図っていきたいと考えておるところでございます。

今井光子議員 いろいろ駐車場には、ご苦労されていると思います。イベントのときに、「かめバス」に合わせたようなこともするというような工夫をさせていただいておりますけれども、そうした本当に明日香を訪れた人たちが車とめるところもないということがないように、そうしたことについては十分に確保していただきたいと思っております。

## 檀原考古学研究所 新所長さんが就任されたけれど

今井光子議員 檀原考古学研究所のことですけれども、菅谷所長さんが引退をされまして、間もなく病気でお亡くなりになりました。その後、県の山下地域振興部長が所長を兼務をされておりました。

私は檀原考古学研究所という本当に我が国の中でも、この考古学の分野で本当に研究では第一人というような、そういうところの所長さんというのはやはり研究者のような方が望ましいのではないかとというふうに思っておりましたところ、元文化庁の長官をされておりました青柳さんが就任されるということを知りましたので、ご挨拶に行っていました。ところが行きましてはご不在でございまして、余り来られていないということを知ったんですけども、実際どのような勤務実態になっているのか、その点についてお尋ねをます。

酒元文化資源活用課長答弁 青柳所長につきましては、雇用条件といたしましては、特に日数の定めはなく、不定期の勤務の非常勤嘱託職員ということで、8月1日にご就任いただいたところでございます。

勤務実態は、8月5日に檀原考古学研究所に初出勤していただき、当日は発掘の成果が上がっておりました飛鳥京跡苑の現場視察のほか、研究所での打ち合わせを職員としたところでございます。

その後、研究所職員が東京に行った折、また電話、メール等で檀考研の状況を報告するとともに、調査研究にかかわります諸問題につきまして、ご相談やご助言をいただいております。

また8月28日に、東京で当課が実施しました大英博物館の奈良の仏像海外展示の記者発表会、この場にもご出席をいただいたところでございます。このように、青柳所長におかれましては広い視野に立脚した全般的な指揮をとっていただき、東京などで国内外に向けての情報発信、行催事への参加を通じまして、檀考研の存在を、先生もおっしゃっていただきましたが、檀考研の存在を積極的にアピールしていただきたいと考えているところでございます。

今井光子議員 檀考研の青柳所長さんは、実際にそうしたら就任されてから奈良に来ていただいたのは8月1日のこの1日だけということなんですね。

今、メールとかいろいろある時代ですけども、やはり現地にはないと何というか、体感できないとか、そういう空気とか、特に考古学の研究所ということでございますので、そういうものというのがあると思うんです。

ですから、奈良県がどういうことを期待して、青柳さんに所長をお願いしたのかなという、そういうようなことと今の状況がどうなのかどうか、そうしたところもちょっと感じているところでございます。知事が任命されておりますので、またこれについては知事にお尋ねしたいと思っております。

## 県域水道一体化

### 「2024年に事業統合」の計画変更をたず

今井光子議員 水道広域化のことでお尋ねしたいと思います。水道広域化ビジョンについてですけれども、当初のスケジュールでは、2019年に一体化推進協議会が発足しまして、2020年に一体化に関する覚書、2026年に経営統合されるというふうに、最初は回っていましたが、県の資料によりますと、統合に向けた考え方の整理ということで、2020年に協議会準備室と覚書締結となっております。そして、2024年ぐらいには事業統合されるというふうになっておりますが、これまでの計画が変更になったのか、それはどうしてこういうふうな変更になったのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。それから、事業統合と経営統合というのは、どこがどう違うのかということをお尋ねしたいと思っております。

幾つかの案が出されておりますけれども、水道料金は当面奈良市と同等にして、将来は値上げが避けられないというふうに出ておりますが、その将来というのはいつぐらいのことを想定をしておられるのか、またこの広域化につきまして、市町村からどんな意見が寄せられているのか、そうしたことについてお伺いをしたいと思います。

西岡水道局業務課長答弁 今現在、県域水道一体化検討会におきまして、市町村と一緒に一体化の進め方について議論を行っているところです。その議論の中で、市町村のほうからいろんな進め方につきまして、統合に向けたいろんな進め方につきまして、意見をいただいております、ただいまその意見を踏まえて全体の進め方を検討しているところでございます。

それで、経営統合と事業統合の大きな違いと申しますのは、経営統合では、一つの事業体として、いわゆる企業団が複数の水道事業を個別に経営するという状態でございます。一方、事業統合というのは、一つの企業団が一つになった水道事業を経営するという状態でございます。このような違いがあるということでございます。それと……。(今井光子議員 値上げ。奈良市の値上げが。) 済みません。ただいま財政シミュレーションを行って、今後の料金の推移についても検討を行っているところでございます。それで、将来にわたって施設の更新や、それから施設の更新の費用が増大しますので、現状の料金を維持することが困難であるということは明らかなんです、どのくらい上昇していくのかということにつきまして、ただいま現状分析を行って、シミュレーションを行っておりますので、まだその結果を見ないと、例えば10年後に値上げしなければならぬのかとか、20年後に値上げしなければならぬのかというのはわからない状況でございます。とりあえず財政シミュレーションを行いまして、一体化の効果検証もしまして、市町村と一緒に一体化の方向を検討しているという状況でございます。

今井光子議員 シミュレーションっていうのは、どこで検討してるのか、その点を1点、お尋ねしたいと思います。

西岡水道局業務課長答弁 県のほうで委託業務としてやっております。それを市町村のほうに意見を求めまして、この検討会で議論を行っているところでございます。

(了)

## 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈南部東部振興、県土マネジメント部、まちづくり推進局〉

**2019・9・27 今井光子議員の質問**

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 登大路バスターミナル 調整池による洪水調整はどうなっているのか

今井光子議員 私も大雨が降りましたときに、県庁の職員さんも外にもう出られないような、そんなひどい状況で、帰り車で帰ったんですけれども、何か海の中を走っているような感じで車で帰ったという記憶がございます。

バスターミナルだけのせいではないと思いますけれども、バスターミナルをつくるときに排水対策、例えば、前でしたら3000平方メートル以上だったら遊水地が必要だと。今は1000平方メートルということに基準変わりましたけれども、あそこをつくる場合のそうした貯水槽なり、そうしたものは設置されているのかどうかというのを1点お伺いしたいと思います。

竹田奈良公園室長答弁 バスターミナルの排水のことについてお伺いがありました。そこにつきましては、奈良公園バスターミナルでは、敷地内に降る雨は全て敷地内の地下に設けた調整池で洪水調整を行う計画としております。これは基準に基づいたものですので、これによって、実際は大宮通りではなくて、県庁の本庁舎と分庁舎の間の道路に排水するような計画になっておりますので、今回の現場につきましても、大宮通りに流れてるような様子はなかったものでございます。特にバスターミナルの影響というのはなかったのかなというふうには考えてございます。

## 春日大社、興福寺の駐車場の受け入れ停止の見通しをた だす

今井光子議員 春日大社と興福寺の駐車場が10、11月に使えないというお話でしたけれども、すぐにお正月とかが参りますが、ずっと使えないということなのか、このときだけのことなのか、そのあたりの見通しがどうかをお尋ねをしたいというふうに思います。

竹田奈良公園室長答弁 春日大社、興福寺の対応についてでございます。10月、11月の土日・祝日に観光バスの受け入れということを発表されましたけれども、今現時点では、この時期だけというふうに聞いておりますけれども、今後、この結果を受けて、どういうふうな運用が一番奈良にとっていいのかということも協議をしていきたいというふうには考えております。

## 料金設定・予約のシステム変更だけでなく、「使ってよ かった」「また来たい」と思う施設でないリピーター 増は見込めない

今井光子議員 やっぱり料金の、予約をして料金設定するという、使うほうにとりましたら大変使いにくいシステムになってるかなというふうに思うんですけれども、例えば無料にするとか、先ほどお話ありましたけれども、とにかくあそこを使ってもらうということを優先に考える、そういうような仕組みを考える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。あそこに何台かとまっているバスと、それから高畑に行くバスと、下三橋に行くバスと、そちらの、どういう場合はどこに行くのかという、ちょっとその辺の仕組みも教えていただきたいと思っております。

竹田奈良公園室長答弁 予約制にすることによって使いにくいんじゃないかというような話がありましたけれども、ここにつきましては、大仏殿前の駐車場のかねてからの問題があって、事前の予約制、事前の入金制というふうにさせていただきました。ただ若干、そういう声も聞いてました。それから、今回の土日・祝日の観光バスの受け入れ、春日大社さんと興福寺さんがされるということも受けまして、当日の予約を実験的にやってみて、それがうまくいくようであれば、今後、改善の方向で検討したいということでございます。それが使いにくいということについての回答でございます。

それから、無料にしたかどうかということでございますけれども、これは周辺の春日大社、それから興福寺のバスの料金のこともございます。周辺との料金のバランスということもございまして、それから

無料にすると、そこにいつきに集中するということもございますので、そのあたりについては、今の現状の値段設定がふさわしいのかなと考えてございます。

高畑駐車場と、それから上三橋の駐車場の振り分けのことについてでございます。現状は1.5時間で、それを境にして、上三橋、高畑と振り分けておりましたので、少し高畑の割合が少なかったこともあろうかと思っておりますので、そこを改善いたしまして、今回、オペレーションの改善をしたというところでございます。

## 上三橋のバスプールに運転手さんの休憩所を。すぐに改善を

今井光子議員 郡山のところに行ったバスのほうではトイレもないと。仮設トイレしか置いてないということで、バスの運転手さんが長時間そこで待機をするに当たりましては、大変、環境というか、休憩をとるという環境が非常に悪い状況になっておりますので、やっぱりそこにいるんだったらトイレぐらいは整備する必要がありますし、食事をとろうと思っても、どっか周辺まで行かないと食事もとれないというようなことでは、なかなか使い勝手、奈良ってやっぱりいいとこだなっていうふうにはならない。新聞の記事見たら、全国でこんなやり方してるところはないんだみたいな、観光バスの運転手さんというのは奈良の観光を全国に広げてもらえるような役割を果たしてもらえ重要な方々ではないかと思っておりますが、その方が本当にひどいなと思うようなやり方をやっぱり改善しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点につきまして、どんなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

竹田奈良公園室長答弁 トイレの問題につきましては、仮設のトイレしかないということでございます。使い勝手が少し悪いという声も聞いておりますけれども、今後どういう改善ができるのか少し検討を深めていきたいというふうに思っております。ただ、使い勝手の話もありましたので、まず、高畑に利用のほうを拡大して、これから上三橋の扱いについても、休憩所の問題についても検討を深めていきたいというふうに思っております。

## 建設費45億円、維持費3億円／年。見通しをただす

今井光子議員 このバスターミナルにつきましては、建設費45億円、それから維持費が年間3億円というふうに伺っておりますけれども、この維持費というのはどれぐらいの収入の見込み、何に支出を見込んでいるのか、その辺のちょっと、3億円の内訳わかりましたら教えていただきたいと思っております。

竹田奈良公園室長答弁 施設の運営についてでございます。運営費というものでございますけれども、中の案内業務、それから安全管理業務、それから清掃業務といったところで、そういう施設を考えております。

今井光子議員 案内、安全、清掃で委託費という意味ですか、3億円というのは。（竹田奈良公園室長答弁 そのとおり、委託費でございます。）

そしたら、収益の見込みというのとはどんなふうにお考えなんでしょうか。

竹田奈良公園室長答弁 施設の収益という意味で質問をいただいたんでしょうか。施設につきましては店舗の使用料の収入ということでございます。バスターミナルにつきましては施設の運営と交通運営、2つございますので、施設の運営という意味では店舗の収入というところでございます。

今井光子議員 交通運営のほうはどれぐらい見込んでますのでしょうか。

竹田奈良公園室長答弁 昨年から準備費、それから、ことし、来年と、3年契約で交通運営につきましては運営費を計上しております。そこにつきましては正確な数字ではないですけれども、2億円強の数字であったかと思っております。ちょっと今、手元に数字を持ち合わせておりませんが、その程度の支出というふうに考えてございます。

今井光子議員 そうしましたら、また資料のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

竹田奈良公園室長答弁 わかりました。運営費の中身については提供させていただきます。

## 大宮通り新ホテル・交流拠点事業 コンベンションセンターの駐車場台数400台では周辺 交通渋滞緩和には役立たない。さらなる交通対策の検討を

今井光子議員 大宮通りのホテルが大分建ってきました、かなり大きいホテルだなという感じがするんですが、皆さんから寄せられております声は、もしホテルがオープンして、あそこの一連のレセプションホールとかがオープンしたときに車はどうなるんだろうと、渋滞が起きて、また行きにくくなるんじゃないかという声を聞いております。

もう少しホテルが奥に、道路との間にもう少し空間があていければ、そこに取り込みレーンなどをつくって、そちらに行く車を回すということも可能だったかなと思うんですが、それにしてもういっぱいまでホテルが来ておりますので、それはちょっと難しいのかなという気がしておりますが、あそこ駐車場、どれくらい確保をして、来年の春ということですけども、どんなふうはこの車の問題を考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

山口大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長答弁 今、今井委員のほうからご質問がございました、まず2点ございます。駐車場のキャパシティのことでございますけれども、奈良県コンベンションセンターの駐車場でございますけれども、地下330台、地上70台を確保しております、全体で400台を確保しております。加えてホテル、JWマリオットでございますけれども、JWマリオットのほうでも地下に駐車場を確保されるというふう聞いております。

あと、周辺の渋滞対策でございますけれども、奈良県コンベンションセンターでございますけれども、奈良の東西の幹線道路でございます、大宮通りと三条通りに挟まれて交通の利便性の高い好立地でございますけれども、特に春と秋の観光シーズンには周辺道路が交通量が多いというふうには認識しております。

周辺の交通計画につきましては、関係機関と協議を行いまして、事業地の南西側でございます三条通の3差路の交差点を奈良県コンベンションセンターへのメインの進入路というふうにご考えまして、案内サイン等で誘導する計画といたしております。そして、そこから南北に新たに県道を整備いたしまして、施設利用の自動車交通の円滑な処理を行うことで、周辺道路への影響を極力少なくするように期待できるというふうにご考えております。

さらに、当該地でございますけれども、当該地を訪られる自動車交通量を抑える交通施策の一つとご考えまして、県の施設でございますので、奈良県コンベンションセンターにつきましては、基本的に公共交通機関の利用をPRしていくこととしてございまして、空港リムジンバスやぐるっとバス、路線バスによるアクセス向上を図るため、現在、関係者と協議調整を行っているところでございます。

これらのことから、現状と比べまして交通状況は悪化しないものというふうにご考えておりますけれども、開業後におきまして、本施設の駐車場を利用する車の状況や、特にイベント終了時の新設県道、大宮道路、三条道路の交通状況などを注視いたしまして、施設管理者でありますPFI事業者やその他の関係者と連携いたしまして、周辺道路にできるだけ悪影響を及ぼさないよう努めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

(了)

# 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈福祉医療部、医療・介護保険局・医療政策局、こども・女性局〉

2019・9・27 今井光子議員の質問

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 結婚応援団

### 何歳でも、結婚を希望する人が出会える場に

今井光子議員 50歳代になってもなかなか結婚しないで、ひとりでいるとか、そういうようなことが非常に親御さんにとりましてはすごいストレスというか、負担になってるといふか、そういうような相談がありまして、私は、いや、奈良県は結婚応援団があるから、登録をしたらいろいろ案内来ますよって紹介したことがあるんですけども、50歳代は登録対象ではないって言われたことがあるんですけど、今、この結婚応援団っていうのは何歳ぐらいの人が登録できるようになってるのか、ちょっとその点をお尋ねしたいなと思います。

戸毛女性活躍推進課長答弁 結婚応援団は、現在は登録制度ではありませんので、各60団体ほど各地にいらっしゃる団体さんのイベントで年代を設定されたりはしております。

ただ、若者支援という位置づけで今やらせていただいておりますので、確かに20歳代の女性のところに50歳代の男性が来るというところが、レストランなどされてるところでしたらちょっとそこが合わないというところで、20歳代、30歳代に限るっていうようなこととか40歳代までとかいうような年代にちょっと偏ってしまうというところはあります。50歳代以上というところを積極的に県として勤めてるというよりは、若者支援という位置づけではやらせていただいております。

今井光子議員 前もそういうようなお話だったんですけども、先ほども40歳代で子どもができる人たちがいふてるとか、だんだん上がってきてると思うんですけど、年齢が。ですから、もう少し幅を持って、若者支援というふうにはならないかもしれないんですけども、結婚希望する人が出会えるような場を検討しても、保証してもらえたらなということをお願いをしておきたいなと思います。

## リハセンの交通アクセス

### 初診に間に合わない始発、最終便は午後4時半と早いなど

### 「希望に沿う」改善が求められています

今井光子議員 リハビリテーションセンターの交通アクセスが悪いということで問題がございまして、最初の診察に間に合わないとか、八木から出てるバスが終わりの時間は4時半になったらもう最後だとか、そんなご意見も伺っております。このリハビリテーションセンターのこうした交通アクセスの問題についてどんなふうにお考えになってるのか、その点をお尋ねをしたいというふうにしてあります。

増田病院マネジメント課長答弁 現在、総合リハビリテーションセンターと大和八木駅間の無料送迎バスを平日おおむね1時間に1便程度運行しております。8時35分の始発に乗りますと、受け付け開始時間には間に合いませんが、診療開始時間でありまして9時に到着することができるよう運行しております。送迎バスの運行につきましては、ことしの7月に来院された方のアンケートを実施しまして、そのニーズの把握に努めております。このアンケートの結果を踏まえまして、利用者の方の利便性が少

しでも向上するように、送迎バスの運行について検討を進めてまいりたいと思っております。

今井光子議員 アンケートしていただいて、ニーズ把握していただいているということですので、できるだけ希望に沿うようによろしくお願ひしたいと思います。

## 生活保護のしおり もう一度、奈良県の「生活保護のしおり」の見直し・改善 を

今井光子議員 生活保護の関係で質問をしたいと思ってるんですけども、今、非常に貧困がふえているという状況がありまして、厚生労働省の平成28年の国民生活基礎調査では、人口の15.6%、6.4人に1人が相対的な貧困というような数値が出ております。

子どもの貧困も7人に1人というような数字が上がっておりまして、賃金でいいますと、1997年のときが一番賃金高い時期でしたけれども、現在はそれから比べましたら年収で60万円ぐらい下がっているという状況です。また、雇用形態も、30年前は正職員が圧倒的でしたが、今は非正規雇用が4割、奈良県も非正規雇用率、高い県だというふうに思っております。

また、奈良県の場合は、国民年金の受給率が全国一ということで、厚生年金と国民年金でいいますと金額が大分下がるという状況がありますし、女性の就労率が全国ワーストワンというのが奈良県、ずっと言われてきてることですけれども、そのことが結局、将来の年金に反映されていきますので、私の周りでも、ご主人が亡くなった後、女性が1人残されて、本当に大変だというようなお話などもよく聞いております。

そういう中で、生活保護の基準よりも低い状態であるのに生活保護受けてないという人がかなりおりまして、捕捉率でいいましたら2割程度というふうに全国的な数値では聞いております。

こういうような背景があります中で、小田原の生活保護のことがいつか話題になりました。小田原では、生活保護の支給が停止されたという男性が小田原の市役所の職員を切りつけるという、そんな事件があったことをきっかけにいたしまして、「なめんなよ」というようなことをジャンパーに書いて、保護者のところを訪問してたというようなことがありまして、それがかなり話題になりました。

そのときに、その市長さんがもう一度生活保護のあり方を検討したいということで、学識経験者の方とか市の職員とか実際に生活保護を利用したことのある、そうした方をメンバーに加えて、全て公開の討論会などであり方を考えていくという取り組みをされました。

そして、これまで生活保護受給者と言ってたのから生活保護の利用者というふうに考え方を変えていってありまして、職員をふやす、また、申請から決定までの時間を短くする、生活保護のしおりを見直す、そしてできるだけ自立できるようにという、そういう支援をしていくということで、非常に大きな変化が生まれております。

この職員の方が全国大会でこの報告をしまして大変感動を呼んだというようなことがあるわけですけども、これが小田原がつくった生活保護のしおりです。奈良県のもカラーですけども、これは奈良県の生活保護のしおりなんです。

どこが大きく違うかといいますと、小田原の場合は、まず、生活に困ったら相談してくださいというのが先に出てます。意思があれば誰でも申請できますということがありまして、申請をしたらいろんな調査がありますという制度の説明に入っているんですけども、奈良県の生活保護のしおりは、生活保護はどういうものかという大枠がありまして、その次に出てくるのが、まず、次のことを行ってくださいということで、家族で働くことができる人は働いて、収入を得るように努めてください、親、兄弟などの扶養義務者からの援助は受けるように努めてください、資産は生活の維持のために活用してください、各種年金手当など、ほかの制度の給付を受けることができる場合は受けるように手続をしてください。これは生活保護のシステムですので当然のことなんですが、最初にここが来てしまうと、困った人が相談に行くという、そういうような生活保護の本来のところから外れてしまうんじゃないかなというふうに思っております、もう一度この生活保護のしおりのあり方を奈良県としても、本当に困った方が困ったら相談にまず行くと。それで対象にならないかもしれないけれども、そのときは相談に乗ってもらって、別の制度を紹介してもらったり、何らかのことができるような、そういう意味では私はこのしおりをちょっと見直し、改善してもらおうとすることができないかなということを考えているわけですけども、その点でどんなふうにお考えかお尋ねをしたいと思います。

元田地域福祉課長答弁 生活保護制度について説明するための「生活保護のしおり」につきましては、全国統一でつくられているものではなく、各福祉事務所において、必要に応じて作成されているものでございます。奈良県の作成しておりますこの生活保護のしおりにつきましては、主に中和福祉事務

所、吉野福祉事務所において、以下のような場合に活用することを念頭に作成させていただいております。

1つ目としましては、申請の意思を示した方に対して、生活保護制度を説明する場合に使う。あるいは、2つ目としまして、生活保護の受給が決定された方に対して、生活保護制度における権利や義務についての説明をする場合に活用する。3つ目ですけれども、生活保護受給中の方に対して、改めて権利や義務について説明をする場合に活用するというような形で活用させていただいております。委員お述べのように、小田原市など、生活保護制度を利用する前の段階で一般的に広く制度を周知する趣旨、こういったものを盛り込んだ生活保護のしおりというのもございますということで、そういった場合、制度周知の観点からそういったものを有効と考えるので、私どもとしまして、今後の改定のタイミング等で検討をしてみたいと考えておるところでございます。

今井光子議員 ぜひ検討していただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

## 公立・公的医療機関等対応方針 現場、地域の人たちの意見、地域のニーズを十分に考えて、 一方的にはいけない

今井光子議員 これはちょっと通告してなかったんですけども、けさの新聞見ましたら、昨日、厚生労働省が第24回の地域医療構想に関するワーキンググループがそれぞれの都道府県のベッドとか病院の削減をもう一回考えてはどうかという、そういうようなリストを発表をしております。奈良県はどのような状況になっていて、こうした問題、どんなふうに考えたらいいのか、もしわかりましたらお尋ねしたいと思います。

通山地域医療連携課長答弁 まず、国のほうでこのようなことをいたしました経緯でございますけれども、国では、これまで平成29年度、30年度の2年間を集中的な検討期間としまして、公立・公的医療機関等においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するように医療機能を見直し、これを達成するため、再編統合の議論を進めるように求めてまいりました。平成30年度末までに全ての公立・公的医療機関等における具体的な対応方針が地域医療構想調整会議で合意されるよう取り組みを推進し、これまでのところ、全国で9割を超える公立・公的の医療機関等の対応方針が合意されてまいりました。

一方で、合意された対応方針では、高度急性期、急性期病床の削減というのは数%にとどまりまして、急性期からの転換が進まず、全国トータルの病床数が横ばいであることから、合意内容が真に地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないかと国の問題意識から、今回の再検証の要請になってございます。全国で424病院が名指しをされ、本県でも5病院が名指しをされました。国としましては、何を求めているかということ、地域医療構想調整会議に対しまして、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、医師の働き方改革の方向性も加味して、医療機関のダウンサイジング、機能の分化、連携、集約化、機能転換、連携等の検討を求め、改めて地域で合意をするように要請をするというものでございます。

なお、再編統合という言葉が前面に出てきておりますが、厚労省の資料を確認していきますと、再編統合というのは病院の統廃合だけを意味するのではなくて、医療機能の分化、連携、機能の集約化、ダウンサイジング、医療機能の転換を含める広い概念であると明記されてございます。

次に、県の対応の方針でございますが、昨年度の県の地域医療構想調整会議では、南和地域を除く全ての医療圏において、引き続き医療機能の見直しを検討することとの意見をつけて具体的な対応方針が合意されるに至ってございます。本県においては、平成29年度より少子高齢化に伴う将来の医療需要の変化に対応できますよう、重症な救急や高度医療を担う断らない病院と超高齢社会の地域包括ケアシステムを支える面倒見のいい病院という2つの目標を示して、関係者との協議を通じて医療機関の機能分化、連携を促進してきたところでございます。こうしたことから、県としては、昨日の厚労省の公表結果も踏まえながら、病院の統廃合ありきで考えるのではなく、地域のニーズに合わせた、より適切な医療を提供することができるように、医療圏ごとの地域医療構想調整会議の協議を通じて、医療機関の機能の分化、連携を促してまいりたいと考えてございます。

今井光子議員 ありがとうございます。この奈良県の5つの医療機関というのが、ちょっと私も調べましたら、済生会の奈良と中和と御所とが上がっております。それから、奈良県総合リハビリテーションセンター、それ

から吉野病院が上げられておりまして、私は先ほどリハビリテーションセンターのこととか質問したんですけども、子どもの発達の問題とか、そういう意味ではリハビリテーションセンターは奈良県でも本当に貴重なところがございますので、こうした問題をやっぱり議論するには本当に現場の人たち、地元のニーズ、そうしたものを十分に考えて、一方的にはしないでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

## 西和医療センターのあり方検討 災害救援の中心的施設「西和医療センター」の洪水ハザード・王寺町への移転は再検討を

今井光子議員 西和医療センターの今、あり方をこれから検討するということになっておりますけれども、どのような状況になっているのか、わかる範囲で結構でございます、お聞かせいただけたらと思います。

増田病院マネジメント課長答弁 西和医療センターのあり方につきましては、今年度を初年度とします県立病院機構の第2期中期目標、中期計画におきまして、西和医療センターのあり方の検討を行うこととしております。具体的には、県と病院機構が連携しまして、西和地域におけます今後の医療需要の見通しや昨年5月に開院いたしました県の総合医療センターをはじめとするほかの医療機関との連携や役割分担を検討することとしております。ということで、今、検討している最中でございます。

今井光子議員 西和医療センターにつきましては、王寺町、すぐ近くになっておりますけれども、私は、心配しますのは、王寺町が大変な水害に見舞われました。今の消防署も川のすぐ横にあるので大丈夫かなという心配をしてるんですけども、やはりいざというときに中心になっていく、そういうような病院ということになると思いますので、そうした設置場所などにつきましても、そうした問題も考えながら検討をしていただきたいなというふうに思っておりますので、それはご意見を申し上げておきたいと思えます。

## 旧奈良病院跡地（平松町）の医療要望にしっかり応えてほしい（要望）

今井光子議員 これは要望ですけれども、奈良病院の跡地、平松町のところの問題でございます。奈良県でも特別委員会を県議会で設置をいたしまして、病院を核としたまちづくりというような特別委員会をつくってやってきたわけですけれども、最近の状況を見ますと、何かその辺がちょっと頓挫をしているような印象を受けております。

担当課とお話ししましたときには今ちょっといろいろ状況をお互いに調整してるような状況だというふうに聞きましたので、詳しいことはお尋ねしませんが、やはり地元のほうで強い、跡地の医療に対する要望がありますので、それは前向きに進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

（了）

# 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈くらし創造部、景観・環境局、警察本部〉

2019・9・30 今井光子議員の質問

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 指定管理制度

### 一般論として指定管理制度の目的をたず

今井光子議員 私もきょうの担当部局以外のところで、あ、これ言っとかないと最終日の採決のときに何も言わずにというわけにはいかないもので、ちょっと触れておきたいと思いますけども。今回の予算の中に、奈良の食と農の魅力創造大学のオーベルジュの指定管理の問題が出ております。平成2年から平成6年までの5年間、指定管理を引き続いて株式会社ひらまつに行わせるために、1億9200万円の債務負担行為が出ているわけでございます。

このオーベルジュのほうはフードクリエイティブ学科の学生さんの実践の場に使われている、こういうような位置づけのものだというふうに思っておりますが、この学校のほうが20名の定員に対しまして、アグリメントのほうは20人超す状況がありますけれども、このフードのほうがこの間一度も20人いっぱいになったことがないという状況が続いてきております。そこにまた引き続いて5年間を委託をするというようなことが今回の議案ですけれども、本当に県が指定管理をするその目的というのはどうなのかなということをお尋ねをしたいなというふうに思っております。

この学校ができますときに、私も経済労働の委員会させていただいておりましたけれども、当時、和食が世界遺産になったという、そういうときに、何で奈良県でフランス料理の高級なものをしなきゃいけないのかというような意見を言わせていただいたことがあるんですが、果たしてここの経営というのがうまくいってるのかなと。先日もお昼を一度食べに行こうと思いきや行っただけですが、ランチですから3500円ぐらいで食べられるかなと思って行きましたら、一番安いので5000円ということで、ちょっとドリンクを飲んでお支払いするときには、サービス料が入っておりますので、結局7000円、ランチで払って食事をしたんですけども、確かにいろいろ工夫したり、お料理そのものはそうしたおいしいものをいただいたんですが、また来ようかなというふうにはなかなかならなかったというのが私の率直な思いなんです。このあたりの経営の状況などはちゃんと県のほうに報告されるようになってきているのか、そうしたことなどわかりましたらお尋ねをしたいなと思っております。

＊＊

今井光子議員 先ほどの質問の中で、指定管理の目的というのをこのオーベルジュに限らなくても、その辺がわかればちょっとお尋ね、お聞かせいただきたいんですが。総務部長かな。

末光総務部長答弁 指定管理制度についての一般論としてお答えさせていただきます。

さまざまな施設管理等の運営管理等に当たっては、県の直営でやることも考えられるところでありますけれども、特に民間のノウハウを活用したことがその事業の執行により適切である場合、あるいは、県の持っている財産等のより効果的、効率的な運用に資する場合などが考えられる場合には、指定管理という方法も一つの選択肢としてとっていると、そういう状況かと思っております。

今井光子議員 ありがとうございます。指定管理のことで、民間のほうを活用したほうが適切だということと指定管理をお願いするというご答弁であったというふうに思いますが、指定管理をしたところの収支報告というのか、経営報告というのは県のほうに上がるという仕組みになってますでしょうか。

末光総務部長答弁 これも一般に県のほうで指定管理制度、どういうふうに運用しているかという

ことでございますけれども、管理を委託した業者のほうからは定期的に報告は上がるというふうなことで運営しております。

今井光子議員　そうでしたら、詳しいことはまた担当のところにお伺いしたいと思っております。

## 道路整備基本計画

### 通学路の歩道対策は優先的整備を（要望）

今井光子議員　奈良県の道路整備基本計画ですけれども、寄せられておりますのは、歩道が危険だとか、歩道がないとか、そういう話がいっぱいあるんですか、この中では通学路の歩道対策が優先になっておりまして、この計画に乗らないところはなかなか進められていないというような状況の中で、大和北道路を一旦、知事はしらないと言っておりましたのが、またここに復活をしようという状況がありますので、ちょっとこの計画は問題かなという、これは意見を申し上げておきたいと思えます。

## LGBTパートナーシップ制度

### 誰もが、安心して暮らせるなと思える奈良県に

今井光子議員　LGBTのパートナー制度のことで質問したいと思います。

本当にLGBTという言葉、全く前は知らなかったんですけども、最近よく耳にするようになってまいりました。同性愛者、レズビアン、それから男性の同性愛者、ゲイ、それから両性愛者でバイセクシュアル、そして性別越境、性別違和のトランスジェンダーのそれぞれ頭文字をとって名づけられているというLGBTという言葉が最近一般的になっております。果たしてこうした方がどれくらいいるかということで、ちょっと調べて私もちょっと驚いたんですけども、LGBTの総合研究所が2016年に実施いたしましたマーケット調査によりますと、8%というデータが出ております。これは左ききの人とかAB型の血液の人よりも多い割合に当たるというようなことございまして、2017年の3月に政府はいじめ防止対策方針の改定を行いまして、LGBT制度の保護の項目というのが初めて盛り込まれております。これに先立って、教職員向けにLGBTへの生徒の対応を書いた手引きなども発行をしておりますけれども、実際にはいまだにLGBTに対する差別とかいじめがあるというのが現状です。

また、両性カップルと同等の権利が法的に保証されていないという、これも課題となっております。この問題では、東京都の渋谷区議会で2015年に両性カップルに対して結婚に準じる関係を認めるパートナーシップ証明の発行が可決をされました。これを皮切りに、幾つかの市町村で実施されるようになっております。いずれも条例や要綱の実施で、法的な拘束力はありません。県レベルでは茨城県が初めてこの同性のカップルを互いの人生のパートナーとして誓ったという制度を、公的制度を来年の1月から導入をするということになりました。

これによってどういうふうなことになるかといいますと、例えば県営住宅に入るときに、原則として家族でないと入居できないという場合に入居が認められたり、それから、県立病院などで本人にかわって同性のパートナーが手術に同意をすることができるとか、そうした差別や偏見にかかわる問題でもございます。奈良県でも恐らく表面には出ていなくても、こうしたことで困っておられたり悩んでおられる方がいらっしゃるのではないかと、いうふうに考えておりますけれども、この問題で県はどんなふう考えているのか、また、奈良県内の自治体でこうしたパートナー制度を導入している実態があるのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。

矢富人権施策課長答弁　LGBTにつきましては、LGBTの方に対します県民の理解を深めまして、差別や偏見が解消されるような取り組み、これを進めるということは大変重要なものでございまして、もとより尊重されるべき基本的人権と認識しておるところでございます。このため、LGBTの方の理解が促進されるということで、取り組みといたしまして、講演会の開催でございまして、本年7月から12月、12回シーズンなんですけども、開催しております人権パートナー養成講座、これでカリキュラムの一つにLGBTをテーマといたしまして、また10月には開催しております、なら・ヒューマンフェスティバル、この機会を活用いたしまして、今年度につきましては性的マイノリティーと人権というテーマでパネル展示や啓発冊子の配布というものを行う予定としております。また、毎年4月の人権を確かめ合う日の前後に県及び市町村がそれぞれの職員を対象に人権をテーマとした学習会を開催

しておるんですが、今年度、県では当事者団体の代表者を講師に招きまして、性的少数者の視点から社会や人権について考えるということテーマをいたしまして、職員のLGBTへの理解促進に努めているところでございます。さらに当事者の相談に適切に対応できますように、国、県、市町村、NPO等の相談機関、117機関の加盟をしておるんですが、その、なら人権相談ネットワーク、この相談員を対象に今年度は9月10日にLGBTに関します知識と理解を深めるための研修会を開催したとでございます。今後ともいろんな機会を捉えまして啓発に努めまして、当事者の立場に立った施策に取り組んでいきたいというふうには考えてます。

次に、パートナーシップの導入でございますが、令和元年の9月時点でパートナーシップ制度を導入している自治体といいますのは、先ほどお話ありました東京都の渋谷区をはじめ、全国24自治体というふうになっております。都道府県ではお話いただきましたように、都道府県が全国に先駆けて導入したということでございます。

茨城県の制度につきましては、委員お話ありましたように、県営住宅の入居の申請でありますとか、医療機関関係での家族や親戚と同様の扱いを受けることが可能ということになっております。もうご案内のとおりでございますが、現在の法律では同性の結婚というのは認められておりません。ですので、先行しております各自治体のパートナーシップ制度の運用の状況をしっかり見て考えていかなければならないと認識しております。茨城県や各自治体のパートナーシップ制度の実施状況、まずしっかり情報入手しながら、現在、継続審議となっております性的指向、または性自認を理由とする差別の解消の推進に関する法律案でございますとか、あと、同性婚を制度化するための民法の改正、これら整備の動向、国の動きも踏まえまして、パートナーシップ制度については当事者団体などから意見交換を行いながら、ちょっと研究を進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

今井光子議員　LGBTのほうでは、今後よく研究をしていただくということですので、ぜひ奈良県としても本当に行きにくいと思っていられる方々が、奈良県だったらちょっとは安心して暮らせるなど思えるように考えていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

## 若者の県外流出 最低賃金の周辺府県との格差拡大の抑制など県の若者県 内定住対策推進が求められている

今井光子議員　若者の流出の問題で、先日の高中生議会でも高田商業高校の生徒さんがこのことを話題にしておりました。全国的には都市部を除いたら全国一、若者の流出が多いという、そうしたことに警告を発しておりました。高校問題の請願も出ておりましたけれども、今、4000人の子どもたちが県外の高校に通っているというような状況です。

大学生は県内の大学で奈良県の学生さんがどれぐらいか、ちょっとそこはまだ調べておりませんが、県立大学で伺いましたら、大体10人から20人ぐらいだというようなお話を聞いております。また、県内の就労のほうでいいますと、最低賃金も少しずつ上がってはまいりましたけれども、今回も大阪との格差、奈良県が786円が811円になりました。大阪は909円が936円になりました。結局、従来123円の格差でしたが125円と広がっておりまして、最低賃金が見直されるたびに大阪との格差がどんどん広がっているというのが現状です。県はこうした現状をどんなふうにして、若者の流出を防ぐためにどういうことを進めようと考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

荻田委員長　今井委員から質問ございました最低賃金、特に大阪との格差、これについてはちょっとこの中ではお答えできないと思うんです、理事者の方の中で。だから、これは意見として、また今度、反対討論か何かのところに入れていただくなり、対応していただければと思います。

今井光子議員　先ほど私が提起したのは、最低賃金のことでもそうなんですけれども、奈良県の若者が流出をしてるということに対して、県のほうはこの問題どんなふうにして、どんなふうにしてこれを対策を考えようとしているのか、ちょっとそのあたりのご意見があったらお尋ねしたいなと思ったんですけども。

村井副知事答弁　私が全般的なお答えができるかどうか分かりませんが、若者の流出の問題、これは全国的な問題だと思います。例えば、ふるさと知事ネットワークというのが比較的、地方の県の集まりの会合がございますけれども、皆さんそれぞれにおっしゃいます。それで、その間で取り合

いになっても、これは余り実は意味がないのかなという気はみんなしておるわけでありませうけれども、いろいろな要素があると思いますけど。例えば就職のとき、あるいは進学のとき、そういうとき各県によってどこで減るかというのはそれぞれ特性があるように思っております。そういう分析も含めまして、地方創生の計画等々の中でもいろいろ検討を加えていってみたいというふうには考えております。

## 消えかかった道路の白線 横断歩道や停止線など白線の点検をたず

今井光子議員 道路の白線の関係です。横断歩道とか一旦停車とか、非常に見えにくい場所が結構あります。以前だったら、この前新しく引いてもらったのにもうこんなふうになくなってしまっているというのがよく最近感じるんですけども、そうしたところが非常にふえてきておまして、こうした夜間とか雨降りのときなどは特に見えにくいということがございます。こうした横断歩道や停止線などの点検などはどんなふうに行われているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

森本生活安全部長答弁 横断歩道、それから、また、停止線なんかの白線、これが見えにくいということで、これの点検、補修状況ということでございます。

警察のほうを担当しております横断歩道、それから一時停止の停止線、これらでございますけれども、これは交通安全施設の点検ということで、交通安全施設管理要綱というのを県警のほうで定めまして、毎月1日を交通安全施設の一斉点検日ということで指定をしまして、点検を行っております。それからまた、日常の街頭活動を通じた点検、これも当然、実施をしております。それから、また、教育委員会とかそれから道路管理者との通学園路における合同点検、これも実施をしております。

補修についてでありますけれども、こうした点検結果のほか、地域住民の方からの要望、それから、また、道路管理者からの連携を受けた各警察署からの補修上申に基づいて、必要性、緊急性の高いところから順次、保証を実施をしております。県警察といたしましては、今後も点検等によりまして補修が必要な横断歩道等の把握に努めるとともに、通学路等にある横断歩道等については優先的に補修を進めてまいりたいというふう考えておるところでございます。

今井光子議員 今の白線のことなんですけれども、白線が消えるという話をいたしますと、縦のラインですか、横のラインですかというふうに関わり合が参りまして、車線のところは道路管理者のほうになるし、警察のほうでしたら一旦停止とか横断歩道が管理になるという、そのような区分けになっていることなんです。県民のほうはよくその辺わからないので、とにかく白線が消えたという話があるんですけども。ちょっと伺いましたら、それぞれにラインを引いてるところに業者に委託をしておりますということなんです。

だから、一定の区域で両方も消えてるといふときに、道路側は道路側のほうで業者委託、警察のほうは警察のほうで委託というのは、私は効率も悪いし、予算的にももう少し安いコストで抑えよう思うたら一体で考えたほうがやりやすいんじゃないかなという、そんな感想を持ちましたので、どんなふうにいけるかわかりませうけれども、その点は意見を申し上げておきたいなと思っております。

## 青少年健全育成条例改正 青少年の犯罪状況、不良行為の発生状況をたず

今井光子議員 青少年健全育成条例が今議会にかかっております。奈良県における青少年の犯罪や補導、そうした現状はどんなふうになっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

森本生活安全部長答弁 今井委員から少年犯罪の状況等についてのお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

県内における過去5年の不良行為少年の補導人員の推移につきましては、平成26年が3351人、平成27年が3336人、平成28年が2733人と減少し、平成29年は2954人と増加しましたが、平成30年は2029人と再び減少しております。本年の8月末現在における補導人員は1502人で、前年同期に比べまして96人、率にしまして6.8%増加となっております。対応別では、多く

を占めているのが喫煙の729人で、次いで深夜徘徊の625人となっており、これら両行為で全体の約90%を占めております。このように平成26年以降の補導人員につきましては、年々総じて減少傾向にはあります。

県警察としましては、引き続き非行の入り口となるような不良行為の段階での早期発見、早期指導を目指し、関係機関、団体等との連携と協力のもと、街頭補導活動の強化や非行防止教室を開催するなどの諸対策を推進しまして、次代を担う少年の非行防止と健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

(了)

# 2019年9月議会 予算審査特別委員会

〈総括〉

2019・9・30 今井光子議員の質問

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 知事への総括質疑

奈良高校（仮設）木質体育館

知事の指示なのか。公開されたメールの内容をたず

今井光子議員 先日の予算委員会の際に、奈良高校の体育館の問題で10月10日にメールが送られていたということを私が取り上げまして、そのメールには知事の指示が出ているということがございましたので、どんな指示が出たのかということをお聞きをいたしましたら、実際は知事の指示ではなかったと、知事の指示があったというふうに思って自分で勝手に書いたんだというような、そんなご発言がありましてちょっとびっくりしたんですけれども、知事はこの奈良高校の体育館に関しまして、県のほうですと奈良の木ブランド課のほうで奈良の木を使うといういろいろな計画が進んでいたわけですが、こうしたものを使えというような指示をされたことがあるのかどうか、その点をお一つお尋ねをしたいと思います。

荒井知事答弁 そういえば本会議でも奈良市に指示をしたんじゃないかっていうご質問が、別の共産党の先生からありました。これも指示ではありませんでしたが、指示は地方自治法違反だよとこういうふうな決めつけられておっしゃってましたけれども、指示であれば違反だけでもというふうに元知事の学者さんが書かれてるだけであります。

指示かどうかっていうのは問題であろうかということは、その本会議でも答弁いたしました。ここでも指示かどうか、きょうの質問のほうはやわらかいご質問で、指示かどうかっていうことをまずご本人でそう思ったかどうかというお聞き方でございますので、お答えしやすいと思いますけれども、まず、もちろん指示だというふうに自己認識はしておりません。

そのように、指示だと言われたというメールが出てくるっていうことをこの今井先生のご質問の際に、思えばきょう見てびっくりした次第でございます。その状況、組み立て式の木造建築ができますよという場面を、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、そういうことはありますよということは職員に言っておりました。その経緯をちょっと、自分の記憶だけなのでちょっと相前後したり間違ってるかもし

れませんが、教育委員会からの報告で、1sが0.3未満というのは危ないから使用停止にしますというふうな報告がありました。使用停止にするという報告でございますので、これは、そうですかということで、では、その後どうするんですかということで、ほかのところで使うか、そこで仮設を建てますよというような話を報告されたような記憶があります。

仮設を建てられるんだったら、もう一度使えるような木組みの建物を、今、県で開発、設計までしましたよ、まだそれがいつ建つかわからないけど、設計までの予算をこの議会で認めていただいて設計までの予算をつくってますよということまでは私の知ってる限りであったと思います。そのような経緯がありますので、内容も、その高校の体育館の規模も知らないところで指示というのが、これが使えるよ使えという、規模も知らないのに指示ができるわけがないというふうにも思っております。

今井光子議員 県のほうで奈良の木を使って木組みのものをというのは、県の予算のほうにも出ておりましたし、皆様のお手元に資料をお配りさせていただいておりますが、奈良の木を使用した仮施設検討進捗状況ということで、平成30年の7月、奈良の木ブランド課がつくっている資料がございます。これですね、この資料ですね。これを見ますと、間口が15、奥行きが25、高さ7.5ということで、用途としては300人ぐらいの着席で飲食ができる、そうした、例えばならオクトーバーフェストとか、コンサート形式では600人程度で、使用例は奈良公園、それから平城宮跡でのコンサートというような、こうしたことを県のほうが……。行ってないですか、知事のところに。

見ました、ああ、そうですか。そういうものが検討されてるというのがこちらのほうに出ております。ですから、この時点では体育館というのは想定をしてる話では全くなかったんじゃないかなということは理解できるわけです。その後、このメールのところでいいますと、メールを送った方は無理だと思うというご意見を書いているんですけども、支援課長のほうは、また知事の指示なのでちゃんと説明ができるようにというようなことも添えてメールが送られているということがございました。そして、この大きさの問題で、その後言われておりましたのが、農林部で検討されてると聞いたので、そのことをどんなものかということ聞きに行って資料をもらいましたということなので、恐らくこの資料のことを言っとられたのかなというふうに思うわけでございます。

ただ、このメールの問題につきましては、ことしの9月の文教くらし委員会にも請願が出ておまして、山村議員も全部請願を読み上げた中にも、このメールの存在があったんですけども、そのときは一言も間違っていたという、そうした訂正もなかったわけですけども、予算委員会の中ではこれは間違ってたというふうに訂正がございました。その点は、教育長はこうした存在については知っておられたのかどうか、私はちょっとその点もお伺いをしたいなと思っております。

吉田教育長答弁 私がメールの存在を知ったのは、学校に開示請求がございまして、そして開示決定が決まった日から、その後でございます。

ですから、メールが送られた時点では知っておりませんし、開示決定の請求が出た時点でも知っておりませんし、それが開示決定された後にその情報を知ったということでございます。

今井光子議員 もし、誤った情報ということであれば、そうした情報が開示されているということ自体が私は非常に問題ではないかなというふうに思うわけですけども、その点についてはどんなふうに考えたらいいんでしょうか。知事、わかりますか。

荒井知事答弁 私にとっては極めて問題だというふうに思います。

## 全体活動に支障がでる広さの問題、仮施設が早稲田大学との協定に基づき実施されることをただす

今井光子議員 それから、この前の委員会のやりとりのときに、教育長が校舎のほうも木造の仮設校舎建てれないかということ課長に指示を出したと。ただ、コストの面と期間の面と大きさの面では断念せざるを得なかったというふうにご答弁をさせていただいてるわけですけども、教室のほうは大きさのこと、もちろん全員入れなかったら大変ですが、体育館のほう全員入れなくてもその点は問題ないというふうに思われたのか、そこを教育長に再度質問させていただきたいと思えます。

吉田教育長答弁 使用停止にしたものを仮設で対応するというところでございますので、仮設の大きさも教室の仮設も廊下も含めれば非常にコンパクトになっておりますし、その建てる場所の面積にやはり影響するわけでございますので、体育館の代替施設、仮設を建てる際にやはり運動場の、部活動も含

めた、体育の授業も含めた影響もございますので、やはり面積は少し小さくなると、3分の2弱になるということ承知しながら計画は立てておりました。

今井光子議員　そしたら、小さくなるということを最初から承知で建てられたということでご答弁いただいたと思います。

それで、このもう一つの資料の、先ほどの体育館の資料の横のところですね、奈良県と早稲田大学の基本協定書に基づく調査・研究に関する契約書というのが平成30年にございます。これは仮設施設の検討業務ということになっておりまして、もともと平成20年に奈良県と早稲田大学が調査・研究を一緒にするという協定が結ばれていたというふうに思います。

この木の問題については、私も大いに奈良の木を使うべきだという立場ですので、これを促進するということについては大いに進めていったらいいと思ってるんですけども、このところの実施責任者、それは、テーマは奈良の木を使用した仮設施設検討業務として、実施責任者の甲が奈良県農林部奈良の木ブランド課、乙が理工学術院古谷誠章教授というふうにここに書かれているわけですね。これに基づいて研究をした中身が恐らくこれだったんだろうと思います。それはもう一つの契約書の横についてるドーム型の資料ですね、これだというふうに思います。このところですが、一番下のところに18の10月15日というふうにして書いてまして、木のものが使えないかというメールが送られたのが10月10日、その5日後という数字があります。

その上に、もっと小さいんですが、8月7日という数字がございまして、このときには仮設施設検討事業というふうに書いてますので、体育館を想定したというふうにはこのテーマでは見られないんですけども、設計してる中身を見ますと、直接工事費の中に床が体育館仕様というふうになっておりますので、これはもうこの体育館を想定した設計が8月7日の時点なのか10月15日の時点かわかりませんが、もうでき上がっていたということになるのではないかとこのように思います。

ですから、これは設計のほうにつきまして、建築設計業務委託契約書を見ますと、1956万9600円という金額が委託料になっておりますけれども、発注者が奈良県知事の名前、それから受注者が有限会社ナスカというふうになっておりまして、代表取締役が古谷誠章さんという、先ほどの奈良の、早稲田大学の基本協定の中で取り交わしております乙に書かれております先生のお名前がここに出てくるということになっているわけですが、このような設計に関して、なぜこのところをお願いするということになったのか、その辺の経緯がわかりましたらお伺いしたいと思います。

荒井知事答弁　私は存じません。

＊ ＊

吉田教育長答弁　私も8月7日のこの時点で体育館を想定されているということはないということはお事だと思っております。10月以降に体育館に転用できるかどうかといったことの検討に入っていたのも事実でございますので、そこら辺の詳細については、今、私知っておりませんのでお答えできません。

今井光子議員　そしたら、8月7日というちょっとメモの存在、何かがよくわかりませんが、10月15日となりました場合でも、10月10日にそういうものを使ってはどうかというメールが存在していると、その設計のことを詳しくわかりませんが、たった5日間でこうしたものができるものなのか、ちょっとその辺が非常に疑問なんですけれども、その辺のところは誰に聞いたらいいんでしょうか。市の関係はわかりませんか。市の関係、誰もいない。農林、農林誰かわかりませんか。

それで言いますと、この金額が1億5800万という設計工事費ということになっております。坪当たり約98.7万円という金額がここに示されているわけですが、実際今、体育館の広さで聞いておりますのが、横が18メートルですか、それから長さが38.2メートル、高さが9.5メートルということで、このときの見積もりよりも一回り大きいものが今、具体的につくられようという計画をされていると思うんですが、坪数でいいますと12坪分入りますので98.7万円ですか、それで計算しますと1億184万円のコストが高くなるのではないかとこのように推定されるわけです。

先日聞きましたら2億円の予算が組まれていて、その範囲内で、1億9900万円でおさめるんだということをお伺いしたと思います。普通そんなにたくさん大きさが変わったら、当然超えるんじゃないかというふうになるわけですが、このあたりの見積もり、どういうふうになっているのか、このあたりのことどなたかわかりますか。わからない。

わからないということですが、予定価格の結局99.95%でつくられるというようなことになっておりますので、そんなふうにならぬかなという疑問を感じるわけでございます。

それから、この仮設の体育館を使ったほうが後で利用しやすくなるということをおっしゃっていただいておりますが、今、奈良高校の子どもたちが置かれている状況は、本当に大変な思いをしながら毎日部活とか、それから学校生活を送っているということが子どもたちからも校長先生宛ての要望書ということで出されているわけです。例えば今、シャトルバスを出していただいているんですけども、3年生は郡山の場内に行く場合に定期がないためシャトルバスということなんです、シャトルバスに乗れない日は自分で行かなきゃいけないと、そういうことでやめて

しまった部員もいらっしゃるというようなことが書かれておりましたり、それから、荷物を置く場所がないというようなことで、大変大きな荷物を持っていかなくてはいけないと、本当にやりたい練習ができない、練習時間も短くなったというようなことも書かれております。

それから、帰宅時間が遅くなって体調の維持も大変だった、塾に間に合わず部活と勉強の両立が厳しかったと、こういうような意見なども出ているわけですが、こういう子どもたちの声というのは知事のもとに届いていたかいなかったのか、その点は知事にお伺いしたいと思います。

荒井知事答弁　小林議員が先日の本会議でご説明されましたので、そのとき存じ上げることになりました。

今井光子議員　もともとイベント用に使うということで検討されてきた施設ですけれども、私はどこかで何かに使ったことがあるのかということをお伺いしましたら、初めて奈良高校の体育館でこういうのを使うんだというご説明をいただいたんですけども、屋内でコンサートを聞いたりとか飲食をするとかいうようなことでは、もともとそういうことを想定してつくられておりますけれども、本当に思いっきり体を動かしていろんなスポーツをしたいという子どもたちが大勢で使うということに初めてのこういう施設が使われるということに、私は大変、もし何かあったら大変じゃないかという心配をしているわけですが、そういうような心配というのは教育長のほうはないんでしょうか。

吉田教育長答弁　まず、原点に戻っていただきたいと思うんです。まず、0.3未満の耐震の性能のない建物に対しては使用停止をするんだと。子どもの命を守るためには使用停止をすべきだというふうな判断がまずありきでございます。

したがって、使用停止するものに対しては仮設の校舎あるいは仮設の体育館、これはやはり一定の制限を受けてもやむを得ない。そのまま復元をするっていうことは、校舎に対しても体育館についてもできない話でございますので、とにかく仮設のものについては縮小せざるを得ないという状況の中でいかに教育活動を充実させるかっていうことで、もちろんこの仮設の体育館とあわせて、近隣の体育館も含めて、あるいは土日の対応も含めて、いろいろ教育委員会では教育活動の支障のないようにできる限りの配慮、それから支援はしていきたいというふうに考えております。

## 奈良高校の施設が耐震性に問題ありとされ、耐震化事業が進められていたこととのかかわりをたどす

今井光子議員　こういうような設計がもう10月の段階でできているということの上に立ちまして、いろいろと子どもたちが要望したり、奈良高校の校長先生からも教育長に対しまして、奈良高校耐震事業に関する要望ということで、屋内運動場の耐震補強を早急に実施されたいというこうした要望なども、これは12月の28日に上げられております。

もともと柿本知事の時代から、この奈良高校の耐震性に問題があるということが指摘をされていたというふうに思うんです。そして、何度もここの建てかえの話、また、体育館の耐震補強の話というのが出ていたにもかかわらずに放置をしたままで、今日こうした事態を迎えているわけですが、本当にここの先生の要望にもございますけれども、奈良高校の場合、仮設建設物がその規模や機能において本校の屋内運動場の代替施設となり得るものか、運動場の一部を潰しての建設に値するものか疑義がっており、容認しがたいとの声が強いと。本校平城移転までの3年以上の間、屋内運動場なしに代替施設の確保に委ねることは、本校教育に大きな支障になり、生徒への心理的影響も大きいものがありますというふうに書かれているわけです。

そして、奈良高校の場合は勉強も、それから本校教育の期待は難関とされる大学への進学と全国大会を目指す部活動を両立させることができることにあります。そのためには全学年そろっての練習の機会を保障することが不可欠の条件となりますという、校長先生からのこうした要望も上がってきておまして、そして本当に将来使わなくなるからまた次に使えるということよりも、今の子どもたちの教育をどうやって守っていくのかということ、やっぱり私は真剣に考えていただきたいなというふうに考えているわけです。

そして、今、一部のところでいろんなうわさが出てるんですけども、もうあそこの奈良高校は跡地、何かになることに決まってるんじゃないかみたいな、そんな話も出てるんですけども、リニアの駅になるんじゃないかみたいな意見なども出てるんですが、何かそういうような跡地のことについて考えておられるようなことがありましたらお尋ねしたいと思います。

荒井知事答弁　跡地で何かいい知恵がありましたら教えてください。何も知恵がありません。リニ

アの駅になれば喜ばれるのであれば、それも一つかなと今聞いて思いましたけども、どうでしょうか。そんなことはまだ自分では考えついておりません。何か変な質問されましたけど。

今井光子議員 この体育館の問題につきましては、いろいろな面でやはり私は問題があるんじゃないかというふうに思っております。

そして、今日子どもたちが普通科がなくなるということで心配をしておりますし、実際、奈良県の若い高校生が4000人他府県に行って勉強してるというような問題などもあるわけです。

子どもの数が少なくなるということがずっと言われてきているんですけども、この4000人でいいますと、9クラスの学校でいえば3、8校、8クラスでいえば4、3校、6クラスだったら5、3校分に当たるというようなことになりますので、今、県のほうはこの平城とそれから登美ヶ丘と西ノ京と、高校廃止をして2つの学校にするんだという、そして、平城のあいたところに奈良高校入れるということで進めていっておりますが、それにつきまして私は、本当に今、奈良県の子どもたちにとってどういうことがいいのか、また、体育館につきまして耐震補強でぜひしていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

## 橿原考古学研究所所長人事

### 日本の考古学研究所の第一人者が築き上げた橿原考古学研究所を、さらに発展させていただきたい

今井光子議員 橿原考古学研究所の所長さんの任命についてお尋ねしたいというふうに思っております。

橿原考古学研究所の菅谷先生がご病気でお亡くなりになっておやめになられたということで、その後どうするのかということをおもちょっと気になっておりましたら、しばらく地域振興部長が兼務をされるということで、やはり日本を代表する橿原考古学研究所の所長というのはやっぱりそれなりの方がふさわしいのではないかなというふうに思っておりましたやさきに、青柳先生がご就任されるということをお伺いしたので、実はご挨拶に伺ったんですけども、たまたまそのときにいっしょになかったということでもなく、余りお見えになってないということがわかったんです。そして、どれぐらい出勤されてるのかと聞きましたら、就任された日に1日出勤されただけだということをお聞きして、いろいろお忙しいのでいろんな勤務の形態はあると思っておりますけれども、県は何を、どのようなことをやっていたかということをお願いをしたのか、そうしたことをお尋ねをしたいというふうに思います。

荒井知事答弁 橿原考古学研究所のような立派な研究所の所長さんっていうのはどういう方であればいいのか、今の類型でいけば対外的な発信力があるような方がいいのか、事務所にへばりついて職員を指示する方がいいのか、類型の話でありますので、どちらかっていうことに典型的には考えられるわけでございますけども、前所長の菅谷さんはすごく両方ともできた素晴らしい人でした。それ以前は余り存じませんが、どうかと思うこともありましたけれども、どちらかに偏る傾向はあるかと思いますが、今度の青柳さんの声望っていいですか評価を知っておられるかどうかわかりませんが、実力、考古学者でいっしょいますが、考古学者としての実力、それから、奈良とのゆかり、それと今までの経歴などから言えばとても素晴らしい、すごい人だというふうに思っておりますし、よく青柳さんが来ていただいたねと言われることが多いです。

その中で青柳さん、世界の人気者でございますので、方々へ時間とられることも多いと思っております。そのときに奈良県の橿原考古学研究所の所長ですということを言っていただくので、随分と奈良の橿原考古学研究所の声望が、成果が上がることは確実だと思っております。

あと、事務所に張りついていいですか、事務所の業務も所長の責任でございますので、その業務ができるかどうかというご懸念もおありになるようにお聞きいたしました。日常的な管理業務というのにつきましては副所長が事務専門職の2人、これも素晴らしい職責の人でございますけれども、職務のできる方でございますけども、それがサポートするということでございます。所長として具体的にやる管理業務っていうのはそんなに多くございません。そのような方でございますので、所長として役目が果たせるかというご懸念については余り心配をしておらない状況でございますとともに、その声望、評価からして、このような立派な人に来ていただいたことに大変うれしく感謝をしている状況でございます。

今井光子議員 大変立派な方が奈良県に来ていただいたということでございますけれども、県の職員というふうになるのか、どのような条件で来ていただいているのか、その辺はお伺いしたいと思います。

荒井知事答弁 檀原考古学研究所は県庁の組織でございますので、その所長でございます。県の非常勤嘱託職員として特に日数の定めのない不定期勤務として雇っております。

今井光子議員 私の手元に、委員会の委員その他特別職の職員の給与に関する条例というのと、それから規則というのが手元にございまして、非常勤の規則の第6条というところに、非常勤の講師に関する報酬の額は1時間当たり4370円を超えない範囲で任命権者が定めると、1日の報酬の額は3万4,900円を限度とするとし、費用弁償の額は行政職の本給与による7級の職務の級を定める場合は当該職務の級にある者が受ける旅費相当額とするというような書き方で書いてございます。

また、月額で定めることができるものということでは、予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める額とするということを書いてございまして、知事も任命権者もこの場合は同一でございますので、それについては何に基づいてどんな形でされてるのかお尋ねしたいと思います。

荒井知事答弁 今、委員ご指摘の条例第7条2項の附属機関の委員等の知事が規則で定めるという規則にのっとって定めております。

今井光子議員 そしたら、この範囲ということではという理解でよろしいのでしょうか。月額でお支払いになってるのか、日額でお支払いになってるのか、その点はいかがなんでしょうか。

荒井知事答弁 担当に答えさせます。

＊ ＊

山下地域振興部長答弁 規則で定めているというところでございまして、その今お問い合わせの内容については情報公開の関係の条例に基づく個人に関する情報ということで、日額であるか月額であるかっていうこともお答えはできません。

今井光子議員 公務員の給与ということになりますので、ちょっと情報公開の対象というのは納得できないんですけども、そういうルールということであればそういうことだと思っております。

檀原考古学研究所は昨年80周年を迎えまして、この記念号もできているんですけども、当初、末永先生など、本当に日本の考古学を牽引してきた第一線の第一級の皆さんが築き上げてきたというふうに、私は檀原考古学研究所のことを考えているわけでございまして、そうした築き上げてきたものをやっぱりさらに発展していいものになるようにということで、この青柳先生にもやはり奈良に来れるときは奈良に来ていただいて、地元の空気とか、五感で感じる奈良というふうに言われておりますけれども、そうしたものも感じていただきながら、よりよい檀考研になるようにしていただきたいなということを強く要望しておきたいと思っております。

## 付託議案への態度

**共産党は、県民の暮らしに目を向けない大型プロジェクト推進偏重の「一般会計補正予算」、京奈和自動車道大和北道路など高規格・幹線道路の建設促進、生活道路の整備には背を向ける「道路整備基本計画」に反対。共産党以外の党・会派は「すべての議案に賛成」**

池田委員 自由民主党といたしましては、当委員会に付託を受けております全ての議案委に賛成をいたします。

奥山委員 自民党奈良も賛成でございます。

佐藤委員 日本維新の会は託された議案に賛成いたします。

## 消費税増税盛り込んだ関係事業、公的施設の指定管理推進の一般会計補正予算に反対。京奈和自動車道大和北道路の建設推進の道路整備基本計画に反対

今井光子議員 日本共産党は一般会計補正予算に反対します。消費税が引き上げられる直前に、県民の暮らしが大変な中で、奈良県の予算はもっと県民目線に立ったものであるべきと考えております。一般会計補正予算では、奈良の食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理制度が出ております。この4年間で5600万円の赤字が出ており、1億5400万円の委託料で採算がとれています。指定管理制度は民間に任せることが適当な場合において行うものだという発言をいただきましたが、これでは民間の赤字の尻拭いをしている現状の中で、同じ業者に任せるべきではないと考えますので、反対いたします。

青少年健全育成に係る条例の一部改正はやむなしと考えますが、インターネットを使った犯罪はこれから次々新たなものが出てくるのが想定されます。子どもを守るには罰則強化だけではなく、教育的な観点で子どもを見守ることが必要と考えます。

奈良県道路整備基本計画は、切実な歩道の整備は後回して、世界遺産を破壊するおそれのある京奈和自動車道大和北ルート建設を進める、こうした計画になっておりますので反対をいたします。

尾崎委員 新政ならば全ての議案に賛成をいたします。

浦西委員 創生奈良も全ての議案に賛成をさせていただきます。

大國副委員長 公明党も付託されました全議案に賛成をいたします。

(了)